

公式文書と採択された決議

房野 桂 訳

人権高等弁務官年次報告書(A/HRC/37/3)

I. 序論

1. 総会決議 48/141 号に従って人権理事会に提出される本報告書には、2016 年 12 月 1 日から 2017 年 11 月 30 日までの国別・地域別人権駐在所を通じたジュネーブ及びニューヨークの国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の作業の全体像が含まれている。本報告書は、2014 年から 2017 年までの「OHCHR 管理計画」に反映されているテーマ別優先事項に従うものである。検討期間中に、OHCHR は、2018 年から 2021 年までの次回「管理計画」の開発にも乗り出している。
2. 2017 年 11 月 30 日現在、OHCHR には、15 の国別事務所または独立事務所、12 の地域駐在所、13 の国連平和ミッションの人権部及び 17 名の国連国別チームに含まれている人権顧問という全世界で 57 の駐在所があった。
3. 検討期間中に、高等弁務官は、エルサルヴァドル、エチオピア、フランス、ドイツ、グアテマラ、ホーリーシー、アイルランド、クウェート、リビア、ルクセンブルグ、オマーン、ペルー、スロヴェニア、スウェーデン、ウルグアイ、米国及びウズベキスタンへのミッションを行った。副高等弁務官は、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、インドネシア、**日本**、オランダ、ノルウェー、カタール、英国、米国を訪問した。人権事務総長補は、ベルギー、カナダ、中央アフリカ共和国、コロンビア、フランス、ホンデュラス、アイルランド、ケニア、リベリア、マリ、モロッコ、ソマリア、南スーダン、スイス、英国及び米国を訪問した。
4. 報告期間には、文民が継続してその矢面に立ち続ける状態で、紛争と人道危機が継続した。世界的に、半数が子どもである 2,250 万人が難民となる状態で、6,500 万人の人々が国を離れざるを得なくなった。マイノリティと脆弱な集団は、迫害と暴力に耐え、この型の権利侵害が、大量の人口移動も引き起こした。民主主義と法の支配に対す脅威も、市民社会と人権擁護者傷つける広がった行動を含めて目撃された。テロ集団によって提起される脅威は、軍事的成功がいくつかあったにもかかわらず変身し、増加し続けた。国家間の協力の多国間制度に対する危険を伴って、国粋主義的・保護主義的立場を固めようとする試みも継続した。同時に、様々な形態の差別と憎悪、過激主義と大衆迎合主義を押し戻し、個人と集団は万人のための権利と自由のために立ち上がる用意ができていることを示す市民と運動を含め、いくつか元気づけられる発展もあった。

II. 人権高等弁務官事務所のテーマ別優先事項

A. 国際人権メカニズムを強化する

1. 条約機関

5. OHCHR は、158 の締約国の条約機関による検討、221 の個人通報に関する見解と決定の採択、拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いはまたは懲罰禁止小委員会による 10 か国への訪問、7 つの一般コメントの発出及び 8 つの機密の調査の開始を促進した。OHCHR は、人権侵害を申し立てる個人による 297 の苦情を登録したが、適切な資金の欠如がそれらに関する時宜を得た行動を妨げた。総計 1,274 の通報が、条約機関による決定が未決のままである。強制失踪委員会は、442 件の緊急行動を登録したが、そのうちの 36 件は、失踪した人が見つかったので打ち切られ、または終了となった。すべての条約機関のセッションのウェブキャスティングは、2018 年 6 月まで延期された。

6. 条約機関の能力開発プログラムは、条約の下での報告に関して、5 つの訓練士を訓練する行事を主催した。約 70 か国からの国家公務員が、条約とその報告要件についての知識と技術を高めた。現在まで、135 か国からの 320 名の国家公務員が、このプログラムから利益を受けてきた。このプログラムは、一般的な報告マニュアルと訓練士のガイドも開始し、相当するオンライン・ツールも完成しつつある。*国の防止メカニズムに関する OHCHR ガイド*が 2018 年末に出版され、市民的・政治的権利規約と経済的・社会的・文化的権利規約に関する訓練士ガイドは、目下準備中である。

7. 総会は、その第 71 回会期中に、その決議 68/268 号(A/71/118)に従って、人権条約制度の地位に関する初めての事務総長の 2 年に 1 度の報告書を検討し、条約機関の追加の会議時間と決議のパラグラフ 26 と 27 に照らして要請されている相当するそのスタッフ資金の半分近くを承認した。さらなる資金が認められる中、次の 2 年間の間に、条約機関は決議に含まれているターゲットのすべてを達成することはできず、2020 年よりかなり前に決議 67/268 号のパラグラフ 41 で予見されている検討をはじめたことを極めて重要なものにした。

2. 人権理事会

8. 人権理事会は、総計 140 の会議を開いてその重い仕事量を継続した。報告書に関する意見交換対話と口頭での最新情報の数が増えた。強化された意見交換対話も、2015 年の 1 回から 2017 年には 3 回(移動者の人権とコンゴ民主共和国と南スーダンの人権状況に関する)に増え、OHCHR は、ジュネーブの国連事務所によってサービスを受ける年次会議の上限に照らして、その仕事量に対処しようと努力して、人権理事会ビューローを支援した。

9. OHCHR は、南スーダン人権委員会の要請で性暴力とジェンダーに基づく暴力に関するワークショップの促進を含め、南スーダン人権委員会のみならず、シリア・アラブ共和国とブルンディに関する独立調査委員会を支援し続けた。OHCHR は、ミャンマー、特にラカイン州の人権侵害の事実と状況を確定するための独立国際事実確認ミッションと情報を収集し保存し、カサイ地域での出来事に関して説明責任を確保するためにコンゴ民主共和国の司法当局に結論を送るための国際専門家チームを含め、検討中の期間中に生み出された新しいマンデートも支援している。決議 36/31 号での人権理事会の要請に従って、高等弁務官は、イエーメンの人権状況を監視し、報告する著名な国際・地域専門家グループを設立

した。

10. 人権理事会の作業の中で、OHCHR が管理する「後発開発途上国と小島嶼開発途上国の参加支援任意技術支援信託基金」は、26 か国からの 18 名の女性を含めた 27 名の代表者が、理事会会期に出席できるようにした。人権理事会決議 34/40 号に従って、後発開発途上国と小島嶼開発途上国の代表団のための 2 つの説明会が、10 月ニューヨークで開催された。

3. 普遍的定期的レビュー

11. 普遍的定期的レビューの第 3 回サイクルは、2017 年 5 月に始まった。OHCHR は、第 27 回会議と 28 回会期で、普遍的定期的レビュー作業部会による 28 の加盟国のレビューを促進した。

12. OHCHR が管理する「普遍的定期的レビューへの参加任意信託基金」は、検討される 15 か国の代表が検討プロセスに参加できるようにした。2017 年 5 月に、OHCHR は、人権メカニズム、特に普遍的定期的レビューの勧告の実施のためのフォローアップ・プロセスと措置に関する情報を提供することを目的として、国の検討に参加する代表団のための説明会を始めた。説明会は、加盟国と NGO に歓迎され、第 3 サイクル全体を通して代表団に提供されるであろう。

13. 勧告のフォローアップと実施を促進するために、OHCHR は、特に注意を必要とすると思われる領域に関する検討結果の採択の後に外務大臣たちと連絡を取るという慣行を始めた。OHCHR が管理する UPFR 財政技術支援任意基金は、アンティグア・バーブダ、バルバドス、ボツワナ、カンボディア、コスタリカ、ドミニカ、ドミニカ共和国、グレナダ、イラク、レソト、パラグアイ、モルドヴァ共和国、セントキッツ・ネヴィス、セントルシア及びトリニダード・トバゴの活動に財政・技術支援を提供した。もし任意基金への寄付が増えれば、OHCHR は、加盟国からのそのような支援の要請にもっと効果的に対応できるであろう。

4. 特別手続き

14. OHCHR は、44 のテーマ別マンデートと 12 の国別マンデートの支援を継続した。特別手続きの活動に関する包括的情報は、特別報告者/代表、独立専門家及び特別手続きの作業部会議長の第 23 回年次会議に関する報告書(A/HRC/37/37 及び Add.1)に含まれている。

5. 人権メカニズムの作業の包括的フォローアップ

15. OHCHR の多面的努力は、人権メカニズムの作業に実際的な効果を与えることに貢献した。努力には、報告とフォローアップのための国内メカニズムの設立と作業及びその勧告の実施の支援が含まれた。「世界人権指数」が更新され、2018 年にデータベースを追跡する国の人権勧告の開始に関して作業が進んだ。

16. OHCHR の現地駐在は、カーボヴェルデ、レバノン及びパプアニューギニアを含め、報告とフォローアップのための国のメカニズムを設立し、強化する際に支援を継続した。OHCHR は、アルゼンチン、ブルキナファソ、サモア及び南スーダンを含め、その勧告の実施のための戦略とツールの開発も支援した。OHCHR は、例えばボリヴィア多民族国家、ホンデュラス、イラク、ジャマイカ、ミャンマー、韓国、トリニダード・トバゴ及びテュニジアにおける市民社会団体のメカニズムとのかかわりを強化する際に並びにハイティ、セルビア及び旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国のような NMRFs と交流す

る際にカギとなる役割を果たした。

6. 人道基金

17. OHCHR が管理する「国連現代の形態の奴隷制度任意信託基金」と「国連拷問被害者任意基金」は、それぞれ 32 か国の 37,000 名以上の被害者と 75 か国の 45,000 名以上の被害者の矯正とリハビリを支援するために、総額 553,000 ドルと 710 万ドルの支援金を授与した。拷問被害者の基金は、緊急助成金も授与し、拷問被害者である移動者の身元確認、侵害に対する救済策の獲得、リハビリへのアクセスの保障に関連するものを含め、この分野で生じる特別な課題を強調するために移動の状況での拷問に関する専門家ワークショップを開催した。

18. 「拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰禁止条約」の「選択議定書」によって設立された「特別基金」は、「選択議定書」の 9 つの締約国における 11 の防止プロジェクトを支援するために、273,096 ドルに上る助成金を授与した。

B. 平等を強化し差別と闘う

1. 移動者に対する差別

19. OHCHR は、移動する人々の人権と移動者、特に脆弱な状況にある移動者に対する外国人排斥との闘いにさらに重点を置いた。OHCHR は、安全で秩序ある正規の移動と難民に関するグローバル・コンパクトに関して 2017 年に開催された協議会を支援し、技術的専門知識を提供する際にカギとなる役割を果たした。OHCHR は、大規模移動、付き添いなく移動する子どもたち及び気候変動と移動を含め、移動に関連する問題に関する人権理事会での討議も支援した。

20. OHCHR は、移動に関する訓練、技術的助言及び法的専門知識を提供した。さらに、9 月に、OHCHR のチームは、エルサルヴァドル、グアテマラ、ホンデュラス及びメキシコに移動者の人権を監視するためのミッションも行った。欧州の国境及び経由地に対して行われた監視ミッションのフォローアップとして、OHCHR は、*尊厳を求めて：欧州の国境での移動者の人権に関する報告書*を出版した。「国連リビア支援ミッション」との協働で、OHCHR は、*リビアにおける移動者に対する人権侵害報告書*と題する報告書を出版した。西アフリカでは、OHCHR と国連麻薬犯罪事務所(UNODC)は、マリ、ニジェール及びセネガルに重点を置いて、非正規移動者に関連する人権侵害に対処するために、合同プロジェクトを開発した。チュニジアでは、OHCHR は、移動のガバナンスを強化し、国境での人権を強化することに関するプロジェクトを開始した。OHCHR は、パプアニューギニアのマヌス地域加工センター(オーストラリアが経営)も監視し、関連する仲間と提唱運動を行った。

21. OHCHR は、移動者と移動に関してより建設的な公共の物語へと発展していくことを求めた。5 月に、OHCHR は、包摂を推進し、反移動者の物語に対決するために 50 名以上の専門家がパートナーシップとスキルを討議する多様なステイクホルダー会議を開催した。第 6 回「企業と人権年次フォーラム」中に、OHCHR は、この問題に関するセッションを共同開催した¹。

¹ www.ohchr.org/EN/issues/migration/pages/roleofbusiness.aspx を参照。

2. 人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容

22. OHCHR は、ダーバン・フォローアップ・メカニズム、特に「ターバン宣言と行動計画の効果的実施に関する政府間作業部会」、「現代の基準策定特別委員会」及び「アフリカ系の人々に関する専門家作業部会」に支援を提供した。

23. OHCHR は、この領域での国の努力を支援して、人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容と闘う実際的措置に関するデータベースを更新し続けた。OHCHR は、「アフリカ系の人々の国際 10 年」の枠組内で、欧州、中央アジア及び北アフリカのための第 2 回地域会議を開催した。「モルドヴァ平等会議」への OHCHR の継続する技術支援は、差別事例に関する 50 以上の決定の採択に貢献した。テュニジアでは、OHCHR は、人種差別に関する法案を開発する当局を支援し、このプロセスへの市民社会の意味ある参画を確保した。

3. 先住民族またはマイノリティの地位を根拠とした差別

24. 先住民族またはマイノリティの地位に基づく差別と闘うために OHCHR が払った努力には、「先住民族権利宣言」の 10 周年を記念する高官行事及び様々な国の状況を含めた先住民族の人権擁護者の保護の重要性についての意識啓発、先住民族の権利提唱者が人権の進歩を達成するために如何に「宣言」に訴えたかを示すビデオ・ショーの開始、「国籍または民族・宗教・言語マイノリティに属する人々の権利宣言」の 25 周年にあたってのマイノリティの権利の推進と保護における業績と未だに直面する課題に注意を喚起すること、及び 2017 年 11 月の「マイノリティに関するフォーラム」の第 10 回セッションへの支援を含め、先住民族の権利擁護者の保護の重要性についての意識啓発が含まれた。

25. OHCHR は、「先住民族の権利に関する専門家メカニズム」の新しいマンデートの開始も促進し、先住民族の自由で事前の情報を得た同意に関するメカニズムのこれからの調査を準備するために、チリで専門家セミナーを開催した。

26. 先住民族とマイノリティの奨学金プログラムは、46 の先住民族とマイノリティ社会からの 48 名の提唱者のスポンサーとなった。「国連先住民族任意基金」は、人権メカニズムへの 94 名の先住民族代表の参加を促進した。

27. カンボディアでは、OHCHR は、農地及びその他の重要な問題に関する法案に関する協議会への先住民族代表の参加を促進した。コンゴ民主共和国では、OHCHR は、先住民族の権利を保護する法律の採択を推進し、機関とプロセスへのその参加を強化するために、議員・国内人権委員会・先住民族との 2 つのワークショップを開催した。グアテマラでは、OHCHR は、司法への先住民族のアクセスに関して検事総長事務所の政策の策定に先住民族代表の参加を促進した。OHCHR は、パラグアイで、先住民族女性のためのその参画と相談、非差別及び土地への権利に関するガイドライン案の作成を目的とする対話を支援した。

28. OHCHR は、キルギスタンで、民族的マイノリティ社会の構成員のための機会均等を推進するための募集手続の透明性を高めるために国の当局と協力した。OHCHR は、ミャンマーとスリランカを含め、マイノリティの権利に関する訓練も行い、ネパールでは国連と市民社会のパートナーと共に、出自に基づく差別に関するガイダンス・ツールを開始した。

4. ジェンダー平等と女性の権利

29. OHCHR は、その作業と様々なレベルでの女性の人権の保護と推進にジェンダーと女性の権利の視点の統合を追求した。人権理事会の会期中、OHCHR は、2017 年に妊産婦死亡と罹病から女性に対する暴力の防止と対応への男性と男児のかかわり、重なり合い重複する形態の女性に対する差別と暴力に至るまで、様々なトピックに関して5つのパネル討論を開催した。

30. OHCHR は、人権の視点からデジタル・ジェンダー格差を埋め方法に関する報告書(A/HRC/35/11)も出し、EQUALS グローバル・パートナーシップに加わった²。ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(国連ウィメン)、国連開発計画及び UNODC との協働で、OHCHR は、女性のための司法へのアクセスに関するツールキットも生み出した。国際移動機関と共に、OHCHR は、平等と多様性に対するかなりの障害に対処するために、募集における無意識の偏見に関するビデオを開始した。

31. OHCHR は、資金提供とスタッフ配置の課題にもかかわらず、地域レベルで結果を達成する際にそのユニークな効果を強調するその地域ジェンダー顧問構造の独立した評価も行った³。

5. 障害を根拠とした差別

32. 2017 年 3 月に、OHCHR は、「障害者の権利に関する条約」第 5 条の下での平等と非差別に重点を置いた障害者の権利に関する人権理事会の年次討議と家族と障害者の保護に関する丸一日の会期間セミナーを開催した。

33. ベナンでは、OHCHR が払った努力が、障害者の権利の保護と推進に関する採択につながった。セルビアと旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国では、OHCHR は、「障害者の権利に関する条約」の第 33 条の実施に関する協議会を支援した。セネガルでは、OHCHR は、国際人権メカニズムとかかわるために、障害者の NGO 連合を強化した。セルビアでは、OHCHR は、市民社会の代表と国の防止メカニズムとの協働で、閉鎖された居住施設における障害を持つ女性に対する虐待と暴力についての初めての報告書の作成を促進した。モルドヴァ共和国のトランスニストリアン地域では、OHCHR は、障害者の権利と彼らに対する差別と闘う方法について、200 名以上の人々の能力開発に係わった。OHCHR は、アフリカ諸国による「障害者の権利に関する条約」の実施の 10 年目の評価を行うために、「西アフリカ障害者連盟」を支援した。

6. 性的指向と性自認に基づく差別

34. OHCHR が主導する「自由と平等」キャンペーンは、世界的に LGBTI の人々の平等な権利と公平な取り扱いを継続して推進し、アルバニア、ブラジル、カンボディア、カーボヴェルデ、グアテマラ、モンゴル、ペルー、セルビア、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国及びウクライナでのメディアと国レベルの行事を通して何億人もの人々に届いた。2017 年に開始された新しいキャンペーン・ビデオとファクト・シートが LGBTI の青少年のいじめと文化と伝統が LGBTI の人々に開かれることの重要

² 国際電気通信連合、ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(国連ウィメン)、国際貿易センター、GSMA 及び国連大学によって設立(www.equals.org/を参照)。

³ www.ohchr.org/Documents/AboutUs/Evaluation/RegionalGenderAdvisorsStructure.pdf を参照。

性に対する意識を啓発する手助けをした。

35. OHCHR は、「企業と人権に関する指導原則」に基づき、すべての地域の企業と市民社会団体からのインプットを反映して、LGBTI の人々に対する差別との取組に関する企業のための一連の行動基準を含む報告書を出した⁴。この報告書は、ニューヨーク、ムンバイ、ロンドン、パリ、ワシントン D.C.、香港、ジュネーブ及びメルボルンでの行事で推進された。最初の 10 週間で、42 の大会社がこのイニシアティブに対する支援を発表した。

36. ハイチでは、OHCHR は、性的指向に関連する人権侵害の監視と報告に関して、国連職員、ハイチ国家警察及び市民社会団体のための訓練をおこなった。

7. 高齢者差別

37. OHCHR は、特に第 8 回作業部会への国内人権機関の参加を促進することによって、「高齢者に関する無期限作業部会」を支援した。OHCHR は、企業における高齢者の人権の推進に関して、ニューヨークで非公式協議会も開催した。

8. 白皮症の人々に対する差別

38. マラウイで、OHCHR は、マンデート保持者のこの国への訪問に続いて、白皮症の人々による人権の享受に関する独立専門家の勧告を実施する包括的な国連プログラムの開発に貢献した。

C. 不平等と闘い、説明責任と法の支配を強化する

1. 移行司法

39. OHCHR は、移行司法の問題に関する対話を促進した。OHCHR は、移行司法、真実、和解及び司法へのアクセスに関する南米で初めての公開地域討議を開催した。ハイチでは、OHCHR は、国内・国際人権団体と協力して、過去の犯罪に対する刑事責任免除との闘いと伝統的司法に関するワークショップを開催した。

40. OHCHR は、移行司法メカニズムの設立も支援した。ボリヴィア多民族国家では、真実委員会が、市民社会団体、被害者及び親戚によって作成された法律に従って、OHCHR の支援を得て 2017 年に活動を始めた。OHCHR は、被害者の権利と紛争中に行われた国際法の重大な違反に対処する司法及び非司法メカニズムの設立を支援した。ガンビアでは、OHCHR は、真実・和解委員会を設立することを目的とする法案の国の議会への政府による提出を支援した。OHCHR は、すべての移行司法プロセスへの女性の意味ある参画のみならずテキストのためのジェンダー統合に関して技術的助言を提供した。

41. OHCHR は、人権侵害と和解に対する説明責任を求めることに貢献した。中央アフリカ共和国国連安定ミッションと共に、OHCHR は、移行司法プロセスのための事実上の基礎を提供して、2003 年から 2015 年までの中央アフリカ共和国において行われた人権法と人道法の重大な侵害を文書化する地図作成報告書を仕上げた。エルサルヴァドルでは、OHCHR は、国内戦争中に行われた人権侵害の捜査を行うために検事総長によって設立されたユニットを訓練した。グアテマラでは、OHCHR は、先住民族

⁴ www.unife.org/standards/ を参照。

女性の性的搾取に対する軍人の有罪判決という結果となったセブル・ザルコの性的奴隷裁判の市民社会と被害者を支援し、賠償の実施に関して助言を提供した。OHCHR は、重大な人権侵害事件に判決を下すためにチュニジアで特別法廷の設立を支援し、移行プロセスを監視し被害者の権利を提唱するために市民社会を支援し続けた。スリランカでの和解、説明責任及び人権の推進に関する人権理事会決議のフォローアップとして、OHCHR は、国内協議会からの資料をアーカイブする政府の努力を支援し、紛争関連の性的暴力の被害者のための賠償に関する協議会を始めた。

42. コソヴォでは⁵、OHCHR は、1998 年から 2000 年までの紛争中に行方不明になった 1,658 名の人々の運命を明らかにするために、国際赤十字委員会とブリスティナとベルグラードの当局と密接に協力した。この状況で、OHCHR は、2017 年 3 月の行方不明の人々に関する初めての多民族リソース・センターの設立を支援した。

2. 死刑

43. 2017 年 5 月に、OHCHR は、死刑の適用と平等と非差別への権利との関連性に関する専門家グループ会議をジュネーブで開催し、2017 年 10 月には、透明性と死刑に関する高官行事を国連本部で開催した。OHCHR は、ベラルーシ、イラン・イスラム共和国、イラク、マレーシア、パキスタン、フィリピン、サウディアラビア、米国及びパレスチナを含めた死刑をとどめている国々と共に、総会決議 67/176 号に従ったモラトリアムの確立と死刑に直面している人々の権利を保証する国際基準の実施を助言し、提唱した。OHCHR は、死刑の長年の事実上のモラトリアムの維持を要請するために、モルディヴ政府にかかわった。OHCHR は、カリブ海での死刑に向けた態度に関して、2017 年 9 月にセミナーを開催する際に、バルバドスと東部カリブ海諸国機構国連駐在コーディネーター事務所を支援した。

3. テロ対策と暴力的過激主義の防止

44. テロ対策事務所と協力して、テロ対策実施タスク・フォースのテロと闘いつつ人権と法の支配を推進し保護することに関する作業部会議長として、OHCHR は、法律施行のための世界人権能力開発プロジェクトの提供で前進した。さらに、タスク・フォースとのかかわりの一部として、OHCHR は、暴力的な過激主義の防止と闘いに関するプログラムにジェンダーと女性の権利の視点を統合することに関する委託調査を提出した。

45. OHCHR は、ブルキナファソ、マリ、ニジェール及びセネガルに関連して人権と暴力的な過激主義の課題に関する地域調査を行い、基本的な経済的・社会的ニーズが対処され、周縁化された地域のガヴァナンスが改善されることを勧告した。OHCHR は、チャド湖盆地諸国の公務員と市民社会代表のための UNODC との合同プロジェクトを含め、能力開発プロジェクトに参加した。OHCHR は、テロと闘い、テロ対策関連のプロジェクトにおいて人権の尊重を保障するためのサヘル 5 か国グループの永久事務局のスタッフを訓練するための刑事司法対応のジェンダーの側面に関する訓練モジュールの開発において、東アフリカの UNODC とも協働した。

46. コソヴォでは、OHCHR は、テロ対策に関連する人権侵害がかかわる事件を監視し、対処するため

⁵ 本報告書でのすべてのコソヴォへの言及は、安全保障理事会決議 1244 号(1999 年)に完全に従ったものであり、コソヴォの地位に対して偏見はないものと理解されるべきである。

に、地方のステイクホルダーを訓練した。カザフスタンでは、OHCHR は、テロと闘い、暴力的な過激主義を防止する政府の努力の状況で、人権弁護士と擁護者を訓練した。チュニジアでは、OHCHR は、テロ対策とその国際人権基準の遵守に関する国内戦略を実施する際に、テロ対策国内委員会を支援した。OHCHR は、刑務所における暴力的過激主義の防止に関して、刑務所更生管轄区長も支援した。

4. 司法行政と法律施行

47. 2017 年に、OHCHR と UNODC は、より効果的で、説明責任のある、人権に基づく法律施行政策を開発し、実施する努力において、国々を支援するために、*法律施行における武力と武器の使用に関するリソース・ブック*を出版した⁶。フィジーでは、OHCHR は、政策を見直して開発し、内部の説明責任メカニズムを強化する警察の努力を支援した。OHCHR によるアドヴォカシーは、2018 年初めまでに国民の安全保障機能から軍を撤退させるというグアテマラ政府による決定に貢献した。OHCHR は、独立捜査委員会によって 2017 年 6 月に開催されたジャマイカでの法律施行による武力の使用に関する会議に実体的インプットを提供した。

48. 人権理事会決議 30/7 号に従って、OHCHR は、第 36 回理事会に、自由の剥奪の状況での脆弱性の高い人々の非差別と保護に関する報告書(A/HRC/36/28)を提出した。2017 年 9 月に、OHCHR は、「尋問中の拷問: 違法で、不道徳で、非効果的」というテーマに関して、第 72 回総会で高官行事を共同開催した。理事会決議 31/31 号に従って、OHCHR は、警察の留置と裁判前の拘束中の拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰を防止する効果的保証の実施に関するセミナーを 10 月に開催した。

49. OHCHR は、ホンデュラス、ネパール及びスリランカを含め、司法行政における国際人権基準に各国が従うことを保障するために必要な法律制定と改正を提唱した。2017 年 3 月に、OHCHR による維持されるアドヴォカシーに続いて、アフガニスタン大統領は、拷問禁止に関する法律と「拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰禁止条約」に沿った拷問の定義を含む新刑法を政令によって公布した。9 月に、大統領は、民事・刑事裁判所に拷問被害者が救済策を求める訴えを出す権利を規定する前記法律の付録を是認した。レバノンでは、OHCHR によるアドヴォカシーが、国の防止メカニズムを設立し、拷問を犯罪化する法律の可決に貢献した。

50. アルゼンチンでは、OHCHR は、間違っただジェンダー固定観念化に対処することによって、女性の権利を支持する際に、裁判官が果たすことのできる役割を討議するために、裁判官とのワークショップを開催した。裁判官と法律執行担当官のためにエリトリアで開催された OHCHR のワークショップは、逮捕、裁判前の拘束及び行政的拘禁の問題、被拘束者と囚人の扱い、公正な裁判と上訴及び自由を奪われた人々の保護と非差別に重点を置いた。サウディアラビアでは、OHCHR は、政府及びその他の司法・法律執行担当官のための「拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰の効果的捜査と文書化に関するマニュアル」(イスタンブール議定書)に関する 2 つの訓練ワークショップを開催し、拷問の申し立ての捜査に関する 2 つの訓練マニュアルの開発において、サウディ人権委員会を支援した。

⁶www.ohchr.org/Documents/ProfessionalInterest/UseOfForceAndFirearms.pdf より閲覧可能。

51. とりわけコンゴ民主共和国、モーリタニア、チュニジアでは、OHCHR は、留置所を監視し、拘置条件を改善するために技術的助言を提供し続けた。コンゴ民主共和国では、OHCHR は、被害者の法へのアクセスを促進することを目的として、軍事裁判担当官との 18 の合同捜査チームと 19 の移動裁判所の聴聞会を支援した。

52. OHCHR は、世界麻薬問題に関して 2016 年に開催された総会特別会期の成果文書でなされた人権公約に関して、麻薬委員会によって開催された討論に参加した。OHCHR は、違法な作物の根絶と代替を含め、麻薬政策の人権に基づく取組のためのプロジェクトの開発においてコロンビアに支援を提供した。

D. 開発における人権と経済的領域とを統合する

1. 開発における人権

53. OHCHR は、「共通の価値と規範に声を与える」というテーマに関する「国連開発グループ」の成果グループとそのリーダーシップ成果グループの共同議長を務め、「開発グループ」によって続いて採択された国連リーダーシップ・モデルの開発に貢献し、駐在コーディネーターの説明責任メカニズムの強化に貢献することにより、事務総長の改革イニシアティブの状況で積極的役割を果たした。OHCHR は、「開発グループ人権作業部会」の下での人権リーダーシップ戦略と「人権が最前線」イニシアティブのための行動計画の開発を支援した。OHCHR は、2017 年の画期的出版物 *誰も取り残さない: 持続可能な開発の核心にある平等と非差別---行動のための共通の国連システムの枠組* という結果となったプロセスを共同指導した。OHCHR は、新しい「国連開発援助枠組ガイダンス」とその姉妹編の開発と採択も支援した。

54. OHCHR は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施に、開発への権利を含めたすべての人権を統合する努力を継続した。OHCHR は、2017 年に開催された持続可能な開発に関する高官政治フォーラムのセッションを含め、人権と「持続可能な開発目標」との間の関連性についての公共の意識啓発に貢献した。「持続可能な開発目標」と人権に関する対話シリーズの状況で、OHCHR は、「目標」と適切な水準の生活、社会保障及び保健への権利に重点を置いた。「目標 16」の下で、OHCHR は、特に人権擁護者の殺害及びその他の攻撃、紛争関連の死亡及び国の人権機関の独立性に関する指標のデータを編集する方法論を開発した。

55. OHCHR は、「パリ協定」の実施のためのガイドラインと「気候変動に関する国連枠組条約第 23 回締約国会議」の折衝を含め、気候行動への人権の統合を推進し続けた。

56. 「アフリカ経済委員会」と「フリードリッヒ・エバート財団」との共同で、OHCHR は、アフリカでの「大陸自由貿易地域」協定の人権インパクト評価を終え、この協定、さらに特化すれば、農業、生計及び非正規の国境を超える貿易の領域についての勧告を行った。OHCHR は、多国間開発銀行とのかかわりを追求し、「アジア・インフラ投資銀行」の苦情処理メカニズムと公共の情報政策の立案に実体的インパクトを提供した。「開発のための資金調達機関間タスク・フォース」の一部として、OHCHR は、「アディスアベバ行動アジェンダ」のフォローアップにかかわった。

57. OHCHR は、コロンビア、ケニア、フィリピン、南アフリカ、英国及びパレスチナで、人権と統計

委員会との間の協働を強化するためにも活動した。OHCHR は、データの収集、普及及び分析に関する知識の分かち合いと協働を正式なものにする方法を見つける際に、ケニアの国の統計局と国の人権委員会を含め、全世界の国の人権機関と国の統計事務所も支援した。

58. 2017 年 1 月に、OHCHR は、人権、ジェンダー及び予算企画に関して、ベナン、ブルキナファソ、コートジボワール、ギニア、マリ、ニジェール、セネガル及びトーゴの議員を訓練した。パレスチナでは、OHCHR は、2018 年から 2021 年までの人権を基にした国の開発計画の策定を支援した。2017 年 7 月には、OHCHR とアラブ諸国連盟は、アラブ地域での「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施における人権に関する第 2 回地域会議を開催した。

59. OHCHR は、経済的・社会的・文化的権利を推進し、保護する努力を継続した。OHCHR と国連食糧農業機関は、小規模漁業と適切な食糧への権利の実現との間の関係に関する情報メモを開発した。このメモは、そのような地域社会の食糧への権利の実施と監視がどのように「2030 アジェンダ」と「持続可能な開発目標」の達成に貢献するのかを説明している。マラウィでは、OHCHR は、食糧への権利に関する特別報告者の勧告に従って食糧と栄養の法案の改正を支援した(A/HRC/25/57/Add.1 を参照)。

60. 2016 年 5 月に、OHCHR と世界保健機関(WHO)とが共同招集した「女性・子ども・思春期の若者の保健と人権に関する高官作業部会」は、2017 年 5 月に、「健康への人権と健康を通じた人権の実現を主導する」と題する報告書を出したが⁷、その中で、「作業部会」は、①機能的環境の醸成、②人々とパートナーを組む、③証拠と説明責任を強化するという 3 つの領域にわたって 9 つの勧告を行った。フォローアップとして、2017 年 11 月 21 日に、この機関は、この勧告の実施を牽引するための協力の枠組に署名した。OHCHR は、保健ケアの場での差別をなくすことに関する合同の国連ステートメント⁸のような機関間イニシャティヴ及び WHO が主導する性と生殖に関する健康と HIV と共に暮らす女性の権利に関する整理統合ガイドライン⁹にも貢献した。OHCHR は、東部アフリカと中米及び旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国を含め、性と生殖に関する健康と権利に関連する問題に関する人権メカニズムの利用に関して市民社会の地域・国内能力開発セッションを支援した。

61. 都会化と「新都会アジェンダ」に関する作業のフォローアップとして、OHCHR は、地域・地方当局とのその協働を強化した。キトにおける「国連住居と持続可能な都会開発会議(ハビタット III)」中に、適切な生活への権利の構成要素としての適切な住居とこの状況における非差別への権利に関する特別報告者は、国連人権・都市と地方自治体の副高等弁務官と共に「移行」イニシャティヴを開始した。その目的は、人権に対する商品としての住居の認識を変えるための世界的行為者を動員することである。中東と北アフリカにおいて、すでに強制移動させられた人々の高い数字が、大規模の暴力のために近年急激に増加してきている。OHCHR は、国連難民高等弁務官事務所とノルウェー難民会議を含めたパートナーと共に、土地の権利と帰還者に関するガイダンスを開発した。モーリタニアでは、OHCHR は、土地の権利の改革に関する政府との合同プロジェクトで、参画と非差別の原則の統合に関して世界

⁷ www.ohchr.org/Documents/Issues/Women/WRGS/Health/ReportHLWG-humanrights-healthpdf で閲覧可能。

⁸ www.who.int/mediacentre/news/statements/2017/discrimination-in-health-care.en/ より閲覧可能。

⁹ www.who.int/reproductivehealth/publications/gender_rights/srhr-women-hiv/en/ より閲覧可能。

銀行にかかわった。

62. セルビアでは、OHCHR は、特に障害者と周縁化されたマイノリティの雇用に関して公共調達の社会的意味合いに関する政策文書を出した。裁判所における経済的・社会的・文化的権利の判決を可能にするために、OHCHR テュニジアは裁判官と弁護士のためのマニュアルを開発し、一方 OHCHR ウガンダは、最高裁判所、上訴裁判所及び高等裁判所のために訓練セッションを開催した。

63. 人権理事会決議 33/20 号に従って、2017 年 7 月 7 日に、OHCHR は、文化遺産への損害または破壊が人権の享受に与える有害なインパクトを防止し、阻止し、緩和する方法に関するセミナーを開催した。このセミナーは、特別手続きマンデート保持者と経済的・社会的・文化的権利委員会の委員の積極的参加から利益を受けた(A/HRC/37/29)。

3. 企業と人権

64. OHCHR は、法的に拘束力のある条約を開発する際に、人権と多国籍企業とその他の企業の問題に関する作業部会を支援した。さらに、11 月に、OHCHR は、作業部会が指導し議長を務めた「企業と人権に関する第 6 回年次フォーラム」を開催した。約 130 か国からの 2,500 名以上の参加者が、60 以上のセッションに参加し、これまで開催された中でも最大の企業と人権に関する行事となった。

65. 人権理事会決議 32/10 号に従って、OHCHR は、企業関係の人権侵害事件において救済策へのアクセスのための国家に基づく非司法的メカニズムに重点を置いて、「説明責任と救済策プロジェクト」の第 2 部を開始した。OHCHR は、このトピックに関する諮問グループとのかかわりを通して、大スポーツ行事の状況で、責任ある企業のかかわりと人権の尊重を確保することも求め、ICT と銀行業と金融のような領域で人権の尊重に対する企業の責任を提唱した。

66. OHCHR は、特にチリ、ドイツ、マレーシア、タイ、タンザニア連合共和国及びベトナムで、「企業と人権に関する指導原則」の実施に関する支援と訓練を提供した。マダガスカルでは、OHCHR は、市民社会行為者、地方社会、民間セクター及び国家を巻き込んで持続可能な開発と民間投資の枠組における人権の尊重のための三者憲章の策定と人権と天然資源の利用に関する鉱山規範の改訂とセクターに基づく政策の枠組内での討論を支援した。

E. 民主的スペースを拡大する

1. 人権擁護者を含めた市民社会の支援

67. 市民スペース及び公的参加への継続し増加する攻撃に照らして、OHCHR は、拡大された市民スペース、制限的法律と政策の廃止及び市民社会行為者、特に性と生殖に関する健康と権利及び LGTBI の人々に対する差別と暴力のような問題に関して声を上げる者に対しての人権侵害の終結及び被害者のための補償と賠償を提唱した。

68. 人権理事会決議 33/22 号に従って、OHCHR は、公共の問題に参加する権利を実現する方法を討議するための 4 つの地域セミナーを開催したが、これはこの問題についてのガイドライン案を特徴づけることになる。OHCHR は、これら問題へのかかわりを増やし、人工知能とその規制、倫理、プライバシー及び社会にとっての意味合いに関して、国際電気通信連合が開催した「良い世界サミットのための AI」でセッションを共同開催し、技術産業及びその他のステイクホルダーとの行事に参加すること

により、デジタル・スペースにおける人権に関する作業を強化した。

69. 「権利のための信仰」イニシアティブを通して、OHCHR は、宗教と人権との間の深いつながりを反映する宗教に基づく行為者とかかわってきた。2017年3月に、OHCHR の専門家ワークショップへの有神論・非有神論・無神論の参加者たちは「宗教」が如何に「権利」のために立ち上がることができるかを説明する「ベイルート宣言」と18の公約を採択した。この「宣言」は、宗教的憎悪のそそのかしと宗教指導者の人権責務に対処している。チュニジアでは、OHCHR からの技術支援で、視聴覚コミュニケーションのための独立高官権威筋が、「ラバト行動計画」に基づいて、憎悪のそそのかしを監視するバロメーターを開発した(A/HRC/22/17/Add.4、付録を参照)。このモデルは、コーティヴォワールとモロッコで見習われつつある。

70. 人権に関して国連と協力している人々の保護の問題に関しては、ある程度の進歩は遂げられてきたが、事務総長は、人権分野での国連、その代表者及びメカニズムとの協力に関するその報告書の中で(A/HRC/36/31)、これまでに目撃された最大の数である、29か国における39の報復事件に言及した。10月に開催された人権擁護者に関する2017年の「ダブリン・プラットフォーム」で、OHCHR は、市民社会と人権擁護者に対する現在のバックラッシュに重大な懸念を表明した。

71. 2017年10月に、OHCHR と米州人権委員会は、米州における人権擁護者の保護に貢献するための合同の行動メカニズムを開始した。OHCHR は、地域ネットワークを設立する際に、様々な中東と北アフリカ諸国の女性人権擁護者も支援した。

72. コンゴ民主共和国では、OHCHR は、検討期間中に行われた人権侵害の被害者と目撃者の事件のみならず、人権擁護者、ジャーナリスト及びその他のメディア専門家に対する脅しとその他の人権侵害の524件の事件に対処した。

73. OHCHR は、例えばブラジル、コンゴ民主共和国、グアテマラ、ケニア、モーリタニア、ミャンマー、タイ、東ティモール及びチュニジア並びに中米で人権擁護者を保護する法律とメカニズムのための提唱を継続した。グアテマラでは、OHCHR は、内部プロトコールの開発のために法律事務局と協力して、人権擁護者に対する攻撃に関する公共政策の開発のための技術支援を提供した。OHCHR は、ブラジル、ブルキナファソ、コンゴ共和国、フィジー、グアテマラ、ケニア、モーリタニア、ミャンマー、ネパール、タイ、東ティモール及びチュニジアを含め、市民社会のための保護プログラムを強化した。ブルキナファソとトーゴでは、OHCHR は、メカニズムの創設と遡求権プロセスに関して市民社会行為者に助言を提供した。OHCHR は、例えば、カザフスタンとタジキスタンで、公共の参加を改善するために、市民社会団体のために訓練を提供した。OHCHR は、主要な責任がジャーナリストに対する攻撃に関する報告書を公表し、被害者に法的助言と支援を提供することであるジャーナリストの安全に関する監視ユニットを設立する際に、「チュニジア・ジャーナリスト国内連合」を支援した。

2. 選挙プロセス

74. カーター・センターとの協働で、OHCHR は、選挙への人権に基づく取組を強化するために、選挙監視人権団体をまとめようとした。2017年12月に開催された最終会議で、参加者たちは、人権と選挙行動計画を支持した。

75. OHCHR は、西アフリカ・中央アフリカ地域の 14 か国で、選挙への女性のさらなる参加を促進するために、国連ウィメンや西アフリカ諸国経済共同体と協力した。

76. アフガニスタンでは、2018 年に開催されることになっている選挙への候補者、投票者、スタッフとしての女性の参加を高めるために、OHCHR は、政府及びその他のステイクホルダーの間に普及された、選挙プロセスへの女性の参加を制限したり促進したりする要因に関する見解を分かち合う 364 名の男女との 13 か国にわたる協議に基づく参考報告書(非公開)を作成した。

3. 議会及び国内人権機関への支援

77. 更新された人権: 議員のためのハンドブックが、2017 年 10 月に OHCHR と列国議会同盟によって再発行された。

78. OHCHR は、コンゴ民主共和国、アイスランド、クウェート、レバノン、マダガスカル、セイシェル、南スーダン、トルクメニスタン及びウズベキスタンを含め、約 70 の国内人権機関の設立または強化のための助言または支援を提供した。OHCHR は、例えば、国内人権機関のアラブ・アフリカ・ネットワーク及び国内人権機関のための中央アジア支援イニシアティブに関する国内人権機関の支援において、地域活動も行った。

79. OHCHR は、報告期間中に 28 の機関を検討した世界国内人権機関同盟とその認証に関する小委員会の事務局を務め続けた。

4. 人権教育と訓練

80. OHCHR は、あらゆるレベルで行動のための世界枠組を提供する「人権教育世界プログラム」を支援した。2017 年 11 月に、OHCHR は、エクイタス人権教育国際センターと 4 つの学術パートナーと共に、カナダのモントリオールで「私たちの多様性をつなぐ」というテーマで会議を共同開催したが、そこで、50 か国以上からの約 300 名の実践家、学者及び擁護者が好事例と協力の強化を討議した。

81. マダガスカルでは、OHCHR は、国の機関内に 10 の人権文書化センターの創設を支援した。モリタニアでは、OHCHR は、初等・中等学校で人権教育のためのモジュールを開発するために、国家教育科学省を支援した。南アフリカでは、OHCHR は、教員のための包摂的教育のモジュールを開発するために、南アフリカ人権委員会、基礎教育局及び法務局が主導するワークショップに資金提供し、これを促進した。その結果、人権教育は、公教育における必須教科となることになっている。ウガンダでは、OHCHR は、人権をすべての中等教育校のカリキュラムに統合するために、教育スポーツ省と国立カリキュラム開発センターを支援した。

F. 人権・平和・安全保障

82. OHCHR の平和構築と平和の維持に関する努力には、2017 年 9 月に、シエラレオネ、コスタリカ及びオランダの支援で、国際法で人権を強化することによって平和を維持することに関する第 72 回総会の高官サイド・イベントの開催が含まれた。OHCHR は、ブルンディとスリランカの状況に関して平和構築委員会で説明も行い、「平和構築基金」に支援されている数か国で平和構築プロジェクトに取り組んだ。

83. OHCHR は、国連システムによる人権の相当の注意義務政策の実施の状態を監視し、中央アフリカ共和国、コンゴ民主共和国、レソト、リベリア、ネパール、パキスタン、ソマリア、南スーダン及びスーダン(ダルフル)における国連パートナーによる実施に関して助言を与え続けた。

84. OHCHR は、提案された軍人の前もって配置された人権検査と平和維持ミッションのために考案された警察と軍人のための前もって配置された人権訓練の立案にも貢献した。OHCHR は、文民と制服を着た平和維持者のための訓練に人権を統合するために平和維持活動局との協力を継続した。OHCHR は、平和維持活動局、政治問題局及び紛争中の性暴力に関する事務総長特別代表事務所と協力して、6つの平和ミッションのフォーカル・ポイントに向けて¹⁰、紛争関連の性暴力に関する訓練士のミッション中の訓練を提供した。

85. OHCHR は、安全保障軍や武装集団による侵害を含め、重要な人権問題に関して公に監視と報告を続けた。OHCHR は、公的通報が人権と平和ミッションのより幅広いミッションに与える良好なインパクトを文書化し、このインパクトを深めるための提案を行う平和維持活動局と政治問題局との合同調査を行った。

86. OHCHR は、アフリカ連合のための包括的な人権と行動と規律遵守の枠組を支援することにより、平和活動の企画への人権の統合を改善するためのアフリカ連合と国連による合同の努力を通して、アフリカ連合との協力も強化し続けた。

2. 緊急事態対応と早期警告

87. 臨時出費資金と内部迅速配置人員名簿を通して、OHCHR は、ミャンマーのロヒンギャ母集団の状況に関する事実確認活動を行うためにバングラデシュに、コンゴ民主共和国のカサイ地区で行われた暴力に関する事実確認を行うためにアンゴラへ、人道対応に権利の視点を統合するためにバルバドスへ、人権状況の評価を行うためにコンゴ共和国へ、国別事務所を強化するためにグアテマラへ、人道問題と開発に対する人権に基づく取組に関して助言する際に国別事務所を支援するためにモーリタニアへ、湾岸危機が人権に与えるインパクトに関する情報を集めるためにカタールへチームを派遣した。OHCHR は、トルコの遠隔地人権監視を行うためにその緊急事態権限も用いた。OHCHR は、ケニアの大統領選の状況で人権の専門知識で国連ナイロビ事務所所長を支援するために2つの国連作戦展開に参加し、政治危機の状況で、国連駐在コーディネーターを支援するためにトーゴにも人権担当官を配置した。

88. 「人権最前線」イニシアティブの状況で、OHCHR は、ギニアビサウ、ホンデュラス、モーリタニア及びウクライナにおける国連の行為者による現状把握練習をさらに開発し支援することに重点を置いて、共通の国連情報管理制度の実施に取り組み続けた。

3. 性暴力とジェンダーに基づく暴力、人身取引及び関連する搾取

89. OHCHR は、女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する女子差別撤廃委員会採択の一般勧告第35号に関する専門家パネル討論会を開催し、ビデオ・メッセージを通してその普及を手配した。

¹⁰ つまり、マリ国連多面的統合安定ミッション、中央アフリカ共和国国連多面的統合安定ミッション、コンゴ民主共和国国連多面的安定ミッション、イラク国連支援ミッション、ダルフル・アフリカ連合・国連ハイブリッド活動及び南スーダン国連ミッション。

90. OHCHR は、2017 年 3 月に出された、性的搾取を防止し、対応することに対する国連システム全体にわたる取組を改善する事務総長の戦略(A/71/818 を参照)の開発と展開を支援した。OHCHR は、人権と(a)被害者の権利と尊厳をまず第一にすること、(b)刑事責任免除をなくすこと、(c)市民社会及び外部パートナーとかがかわること、(d)教育と透明性のために戦略的コミュニケーションを改善することという戦略の主要領域へのインプットに関して助言した。OHCHR は、性的搾取と虐待の申し立てを受け対処するときの機密性と説明責任との間のバランスを取ること及び性的搾取と虐待を防止し対処することに関して、事務総長と個々の加盟国との間の任意のコンパクトのバランスを取ることに関する国連政策のようないくつかの政策文書の開発にも貢献した。

91. グアテマラでは、OHCHR は、国際人権基準とフェミサイドと女性に対する暴力に関する相当の注意義務の原則について、検察庁の職員と検事の訓練を提供した。ハイティでは、OHCHR は、紛争と緊急事態での性暴力に関して市民保護局(Direction la protection civile)の訓練を促進した。チュニジアでは、OHCHR が提供した助言とアドヴォカシーが女性に対する暴力撤廃に関する人権遵守法の採択に貢献した。OHCHR は、特に被害者の司法へのアクセスの確保に関して、この地域で初めてのものであるこの法律を実施する初期努力も支援した。

4. 人道行動

92. OHCHR は、危機の場で国際人権法・人道法の尊重を確保する国連の努力に積極的にかかわった。「機関間常設委員会」の補助機関によって開催される討論で、人権問題がますます提起されている。

93. OHCHR は、シリア・アラブ共和国の危機に関連するものを含め、フィールド保護クラスタ、人道国別チーム、人道コーディネーターの全体的努力に人権を統合し続けた。OHCHR は、パレスチナのフィールド保護クラスタも指導し続け、特にグアテマラ、ハイティ、イラク、モーリタニア、メキシコ、ミャンマー、パナマ、パプアニューギニア、ソマリア、東ティモール、ウクライナ及びイエメン並びに太平洋地域で、フィールド保護クラスタまたは作業部会の作業に参加した。ハリケーン・イルマとマリアの後で、OHCHR は、被害を受けた国々との復興企画討議でカリブ海災害緊急事態管理機関を支援した。

94. OHCHR は、緊急事態で人権を監視し、評価し、分析することの特異性に関する方法論的ガイダンスを開発した。

III. 管理と行政

95. 2018 年から 2019 年までの 2 年間の国連予算のほとんどすべての部分に実体的な軒並みの削減を適用するとの 2017 年末の国連総会の決定は、国連のすでに慢性的に資金不足の人権の柱を大変に困難な立場に置いている。最善の時でも、国連によって行われる人権作業は、OHCHR ができる限りそのマンデートを実施するために背伸びする状態で、厳しい資金不足の状態にある。ほとんどの予算制約線で予定される要件が 10%の削減であり、条約機関と特別手続きのための資金の 25%にも達し、OHCHR は、総会と人権理事会によってマンデートを与えられる活動の多くを実施する際に困難に直面し、まもなく要請されているマンデートを果たすことができない領域について報告しなければならない危険に瀕している。

96. さらに、第 72 回総会は、OHCHR の提案された地域再構築を再開セッションまで延期した。このつつましいイニシャティヴは、OHCHR の限られた資金をより効果的に利用するために、地域レベルでそのステイクホルダーにより近づくために目論まれている。認められれば、これは既存の資金内で実施されよう。ポストをより経費の掛からない勤務地に移すことから生じる貯蓄はアウトリーチと技術協力活動を増やすために再配分できる。高等弁務官は、第 5 委員会が、事務局がさらに効果的に前進する準備ができるように、今、この常識的措置の検討を締めくくることが期待している。

IV. 結論

97. 国連人権高等弁務官とその事務局は、世界の不安定と既存及び新たな紛争と危機の解毒剤として、普遍的人権と多国間人権制度を擁護し、持続可能な成長と開発のカギとなる柱として行動し続けた。検討期間中に、OHCHR は、人権メカニズムへの支援を継続し、人権責務に従う際に国家を支援する広範な作業計画を行った。OHCHR は、人権を守り、支持するために努力している様々なステイクホルダーとのパートナーシップで、権利保持者と人権侵害の被害者のためにも行動した。

98. OHCHR は、平等と非差別及び万人のためのすべての人権のための世界的声であり続けている。OHCHR は、デジタル・スペースにおける人権を確保し、市民のスペース、市民社会、人権擁護者を擁護し、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」を達成することを含め、紛争と危機状況にも新たな世界的・地域的・国内的課題に対応するためにも準備され、支援されなければならない。高等弁務官は、加盟国及びその他のステイクホルダーが、全世界の国家と権利保持者の支援において効果的にそのマンドートを果たすことができるようにするためにできる限りの援助と支援を OHCHR に差し伸べることを期待している。

子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表年次報告書 (A/HRC/37/48)

事務局メモ

事務局は、子どもに対する暴力事務総長特別代表 Marta Santos Pais の年次報告書をここに謹んで人権理事会にお伝えする。

その報告書の中で、特別代表は、暴力を受けない自由への子どもの権利を守る努力を維持し、規模拡大することを目的とした、世界・地域・国内レベルの主要なイニシャティヴと発展の全体像を提供している。この報告書は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」とその子どもに対するあらゆる形態の暴力をなくすための明確なターゲットの実施を支援することを目的としている。特別代表は、子どもに対する暴力を防止するために幼児期への投資に特別な注意を払っている。

I. 序論

1. 本報告書で、子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表は、世界・地域・国内レベルで推進されたカギとなる発展を見直し、暴力を受けない子どもの自由を守る際に達成された結果の全体像を示し

ている。

2. 総会がそのマンデートを設立した総会決議 62/141 号に導かれて、特別代表は、子どもに対するあらゆる形態の暴力の防止と撤廃のための世界的な独立した提唱者である。
3. 第 72 回総会は、進歩が達成され、強化されたパートナーシップが推進されたことを認め、地域・テーマ別協議会、現地ミッション、新たな問題に対処する調査を通して、国際・地域・国内アジェンダに子どもに対する暴力に関する国連調査の勧告(A/61/299)を実施する際の特別代表の努力を歓迎して、特別代表の作業に対す支援を再確認した。
4. 国連の調査は、子どもの生活の中での暴力の程度と広がり、子どもの生活に与えるそのインパクトに光を当てた。調査とその勧告の実施によって生み出された動員のお陰で、真の進歩が遂げられ、国家は子どもに対する暴力を防止し、対応する用意がより良くできている。
5. 近い過去に、新しいパートナーシップと同盟が結成され、人身取引、性的虐待及び搾取を含めた暴力からの子どもの保護に関して新しい国際基準が採択され、多数の国家が、暴力防止と対応に関する国内の包括的な政策アジェンダを開発し、身体的・心理的・性的暴力を禁止し、子ども被害者を支援する法律を制定し、情報キャンペーンが、暴力が子どもの発達に与える否定的インパクトとこれを防止することができる良好な慣行に対する意識を高め、新しい世界イニシアティブがはじめ、家庭内暴力、性暴力及び有害な慣行と取り組んでいる。子どもに対する暴力の規模と性質及びこれを防止する効果的な戦略に関する調査にもその撤廃に向けた進歩を監視するためにもより多くの投資がなされつつある。
6. 国連調査出版の 10 年後の「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の採択は、子どもに対する暴力をなくすという公約を新たにし、行動を再活性化するユニークな機会を提供している。「2030 アジェンダ」と子どもに対するあらゆる形態の暴力をなくすことに関するその明確なターゲット 16.2 及びそのその他の暴力関連のターゲットの実施は、子どもの生活における暴力の危険を減らし、被害者に効果的な対応を提供することができる。これらターゲットを達成できないことは、何百万人もの幼年期を損ない、「持続可能な開発目標」のその他の多くのターゲット、特に教育・保健・ジェンダー平等・貧困根絶・社会的包摂・万人のための司法に関連する目標で得られる利益の可能性を脅かす。
7. 暴力が子どもの権利を損ない、社会的進歩を損なうことを仮定すれば、防止が実に重要である。暴力は剥奪と脆弱性のサイクル、不健康の高い危険、学校の成績の悪さ、長期的な福祉への依存と手を携えて進む。幼い時に、暴力のインパクトはしばしば取り返しのつかないものとなる。子どもが成長するにつれて、暴力にさらされることが、その生涯のサイクルにわたって広がり、時には何世代にもわたって根強く続き、連続の一部となる。さらに、暴力は、社会にとっての深刻なコストに関連している。暴力は社会経費から何十万ドルもをそらし、経済開発を遅らせ、国家の人的資源と社会資源をむしばむ。子どもに対する暴力の世界的コストは、年間 7 兆ドルにもなると推定されている。
8. 暴力に子どもを広くさらすことは、国連報告書、学術調査及び子ども自身の心が痛む物語に十分に文書化されている。最近の報告書で¹¹、国連子ども基金(ユニセフ)は、幼児期の暴力的な騷と家庭内暴力への暴露、学校での暴力、思春期の若者の暴力的な死亡、幼児期と思春期の性暴力への暴露に関する最

¹¹ ユニセフ、*見慣れた顔: 子どもと思春期の生活における暴力* (ニューヨーク、2017 年)。

も新しいデータを示した。

9. ユニセフによって提供されたデータは、大変に若い子ども達に悪影響を及ぼしている驚くほどの程度の暴力としばしば子どもたちが知っていて信頼している人々の手で、幼年時代を通して何百万人もが暴力に耐えている様を明らかにした。この報告書は、子どもに対するあらゆる形態の暴力を防止し対応する国内戦略と計画の呼びかけを新たにしている。これが特別代表の優先事項であり、「2030 アジェンダ」の暴力関連のターゲットに向けた進歩を推進する際の新たな関連性となってきた。

10. 「幼児期の暴力を知ろう」という国際学習イニシャティヴによるもう一つの報告書*幼児期の暴力をなくすは、地域にわたる調査とデータの重要な見直しを提供した*。この報告書に含まれている情報は、すべての子どもが暴力を受けずに育ち、その可能性を完全に発達させる機会を享受する手助けをする行動を刺激することができる。

11. 特別代表は、子どもに対するあらゆる形態の暴力の撤廃と「持続可能な開発目標」に向けた進歩を促進することを目的とする国連の政策開発を支援し続けた。これらには、2017年11月14日から16日までのブエノスアイレスにおける子ども労働の維持される根絶に関する第4回世界会議、2017年9月27日と28日の「人身取引と闘うための国連世界行動計画」の評価に関する総会高官会議、2017年1月17日から19日までのソウルでの「校内暴力といじめに関する国連教育科学文化機関(ユネスコ)国際シンポジウム: 証拠から行動へ」が含まれた。

12. 推定によれば、最悪の形態にかかわっている7,300万人を含め、子ども労働に1億5,200万人の男児と女児がかかわっている。400万人の子どもたちが、継続して強制労働に従事している。さらに、世界全体にわたって前例のない規模の移動と強制避難が、経済的搾取の危険にさらされている子どもの数を増やしてきた。「第4回世界会議」の参加者たちは、子ども労働削減率が鈍化しているとの懸念を強調し、2025年までに子ども労働を、2030年までに強制労働をなくす努力を促進し、世界中で青少年のための雇用機会を生み出すための重要な行動を明らかにした。

13. 人身取引に関して総会の高官会議で採択された政治宣言は、「世界行動計画」への国家の公約を再確認し、子どもに対する暴力に対する寛容の文化を含め、人身取引に対して人々を脆弱にする社会的・経済的・文化的・政治的要因に対処した。宣言は、人身取引に対する世界的闘いにおいて被害者を変革の担い手として認め、人身取引を防止し、これと闘うすべての努力に彼らの視点と経験を組み入れることを奨励した。

14. 「校内暴力といじめに関する国際シンポジウム」は、いじめからの子どもの保護に関する事務総長報告書(A/71/213)でなされた勧告の実施を支援するために開催された。ユネスコと梨花女子大学によって開催され、この「シンポジウム」は、国連機関、各国政府、市民社会の構成員、学会、若者をまとめた。データと調査のための多様なステイクホルダーのプラットフォームが、いじめと校内暴力の広がりに対処し、効果的な介入に関する証拠を集めるために「シンポジウム」によって開始された。

15. 暴力から子どもを保護する緊急の必要性は減ることがなかった。5分毎に一人の子どもが暴力の結果亡くなっている。毎年、少なくとも10万人のこども---世界の子どもの半数---が、暴力の悪影響を受

けている。彼らは、組織犯罪によって操作される政治的プロセスで故意に標的とされ、自分たちの地域社会内で暴力から逃れざるを得ず、経済的利益のために売られ、搾取され、オンラインで取り入れられ、暴力的手段で賤けられ、家庭のプライベートの中で性的に攻撃され、施設ではネグレクトされ、拘束センターでは虐待され、学校ではいじめられ、迷信的信念または有害な慣行の結果として拷問を受けている。

16. 地域社会の中には、子どもが家庭または地域社会の不運または病気に対する贖罪のヤギとして虐待されているところもある。彼らは、魔女だと非難されまたは見られ、または場合によってはその親が魔術の非難を受けているならば、汚名、暴力的な懲罰及び儀式的殺害を受ける。魔女との烙印を押されることは、一形態の心理的暴力であり、関連する汚名と排除が殺害、切断またはその他の重大な形態の拷問に等しい暴力につながるかも知れない。

17. 魔術の非難に関連する暴力は、恐怖または社会的圧力のために大部分通報されず、隠されている。白皮症の子ども、障害を持つ子ども、孤児、未熟児で生まれた子ども、特に才能のある子どもまたはただ「変わっている」とみなされる子どものような最も脆弱で社会的に排除されている子どもは、しばしば最も大きな危険にさらされている。

18. 魔術信仰に関連する暴力からの子どもの保護を強化するために、特別代表は、「魔術と人権情報ネットワーク」とランカスター大学、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者、司法外・即決・恣意的刑の執行に関する特別報告者及び障害者の権利に関する特別報告者と協力して、白皮症の人々による人権の享受に関する独立専門家と共に、国際ワークショップを共同開催した。このワークショップは、2017年9月21日と22日に開催された。

19. 政府、国連、学会及び市民社会のパートナーは、被害者の回復と安全な再統合を確保し、刑事責任免除と闘うために、好事例を強調し、法律と政策のギャップを明らかにし、多様なステイクホルダーの行動の必要性を強調して、最近の調査と経験を分かち合った。

20. 特別代表は、これら慣行の廃絶のためにパートナーとの協働を継続するであろう。

II. 子どもに対するあらゆる形態の暴力の撤廃に向けて「2030 アジェンダ」の実施における進歩を促進する

21. すべての子どもの暴力を受けない権利の実現は、「子どもの権利に関する条約」の基本的側面である。国連の調査は、この権利をすべての子どものために現実のものにするための重要な手段を明らかにした。「2030 アジェンダ」は、すべての子どもが暴力、虐待、搾取を受けずに成長できる世界を夢想している。

22. 「2030 アジェンダ」は、誰も取り残すことなく、世界を変革することを求めている。子どもを取り残すことを回避する最善の方法は、あらゆる政策決定で、子どもをまず第一に置くことである。これができない社会は、持続可能な平和・正義・社会的進歩の探求において最後尾になるという危険を冒す。2016年に、特別代表者事務所は、多くのパートナーと共に、すべての子どものために「2030 アジェンダ」の夢を現実のものにする手助けをする「子どもに対する暴力をなくす好機」イニシアティブを開始した。このイニシアティブは、子どもの生活をめぐって非暴力のサイクルを生み出し、広げる際に、あ

らゆる職業の指導者と国民の積極的にかかわりを推進している。

23. 2017年11月に、「好機」イニシアティブの一部として、特別代表事務所は、*幼児期を祝す: 子どもに対する暴力終結への旅*という暴力からの子どもの保護のために立ち上がったあらゆる年齢と背景の注目すべき子どもの権利擁護者による書物を発行した。これは、子どもの生活を取り巻く暴力の連続をその権利の保護の連続へと変えるための行動の呼びかけである。

24. *幼児期を祝す*には、若い人々の人を動かさずにはおれない声が含まれている。「2030 アジェンダ」は、より良い、より包摂的な世界の創出のためのその無限の能力を導く重要な変革の担い手としての子どもを認めている。

A. 変革の担い手としての子ども

25. 子どもの声と経験の包摂は、恐怖と暴力のない世界の「2030 アジェンダ」の夢の実現にとって極めて重要であり、子どもとパートナーを組むことは、特別代表のマンデートの重要な側面である。国連の調査は、子どもと若者との協働で作成された初めての国連報告書である。彼らのかかわりは、アドヴォカシー、専門家の討議、テーマ別報告書の開発を含め、その勧告の実施にとって依然として極めて重要である。

26. 暴力は、子どもにとって優先的懸念である。これは、「2030 アジェンダ」の開発を特徴づける協議会への80万人以上の若い参加者からのカギとなるメッセージであり、ユニセフとの協働で特別代表が行った移動者と難民の子どもに関するオンラインの世論調査によって確認された。調査された17万人以上の若者の中で、大きな割合が、子どもの国境を越えた移動に関連する深刻な現象と暴力を見ていた。実際、暴力は、子どもの国を離れるとの決定のカギとなる理由、彼らの旅の途中で直面する最も深刻な課題の一つ、目的国への到着にあたっての継続中の問題として明らかにされた。

27. 暴力、恐怖、不安定も、拘束状況の悪影響を受けている子どもによって表明された最も深い懸念の中にある。自由を奪われた子どもたちに関する世界調査の開発への貢献として¹²、特別代表は、ラテンアメリカのパートナーと共に協議を行い、親が拘禁されている子どもとの重点グループを組織した。

28. 両親が拘束されている子どもたちは、拘禁されている親とほんの数分過ごすために、長時間または何日も旅することが必要であるかも知れない。彼らは、しばしば、安全保障兵の監視の下で過密な、なじみのない場所で、身体検査と偉そうなまなざしに耐えて、会わなければならない。子どもたちは、若い人々を扱うまたは尊重して彼らを扱うスキルを欠いている拘禁センターの職員に対する彼らの懸念を表明している。

29. こういった子どもたちの生活は、周縁化、排斥、絶望感を特徴とする。彼らは脆弱性と排除の状況の家庭の出身である傾向があり、家庭内暴力にさらされ、社会サービスへのアクセスが限られている。彼らは、他の子どもとその家族から拒否され、避けられ、恐れられていると感じている。彼らは、しばしば、親が刑務所にいるために学校でいじめに直面し、時にはあたかも彼らが非行少年であるかのように扱われていると感じる。

¹² 総会決議 69/157号、バラ 52(d)を参照。

30. 拘禁によって引き起こされる経済的困難は、家庭に追加の重荷を負わせる。子どもたちは、時にはさらなる害悪の危険にさらされる危険な場所や活動で所得を稼ごうとして、家庭を支えるための追加の責任を担うよう迫られていると感じるかも知れない。

31. 養育する環境の欠如、働く必要性、社会保護の不在、自由を奪われた親を持つ子どもを寝泊まりさせ支援する教育制度の脆弱な能力が、すべて学習困難、怠業、その結果としての学校からの落ちこぼれにつながるかも知れない。

32. しかし、子どもは希望を失ってはならず、特に比較的若い子どもは強靱で、依然として自分の未来については肯定的である。彼らは、行動のための重要な勧告も伝える。彼らは、たとえ刑務所に入ることが、しばしば、トラウマ的な経験であるとしても、自分の拘禁されている親を訪ね、絆を維持できることを評価している。彼らは、もっと人間的で尊厳のある扱いのある、より良い質とより長い訪問時間を望んでいる。彼らは、拘禁されている親との対話のための安全なスペースと生活のこの秘密の側面について語るができる安全で支援的な環境を要請している。

33. 重点グループの子どもたちは、逮捕し手続きを探す緊急の変化を含め、暴力が行われるときにいつでもそれを防止し、対処する措置の必要性を強調した。家族の逮捕は、残酷な経験となり、子どもたちが、警察はいかなる場合でも家に立ち入り子どもの前で親を殴ることは許されるべきではないと信じている。

34. さらに、子どもたちは自分と家族のための心理的・財政的支援と悪影響を受けている子どもを歓迎することと保護的な教育制度を要請している。

B. 「2030 アジェンダ」の実施を支援するためのパートナーシップを強化する

35. 「2030 アジェンダ」の実施における進歩を促進するために、特別代表は、国連パートナー、各国政府、地域団体、市民社会、宗教団体、民間セクター、メディア及び子どもが主導するネットワークとのかかわりを推進した。戦略的パートナーシップには、「子どもに対する暴力をなくすための世界パートナーシップ」、「同盟 8.7」（「強制労働、現代の奴隷制度、人身取引及び子ども労働をなくすための世界同盟」）、「『持続可能な開発目標』のための世界青年パートナーシップ」及び「平和で、正しく、包摂的社会的推進に関する進歩を報告するための世界同盟」が含まれる。

36. 宗教団体とパートナーを組むことは、特別代表にとっての優先事項である。宗教指導者は、対話を育成し、子どもに対する暴力を永続化する慣行の変化を推進する手助けをし、礼拝の場所や宗教社会全体での非暴力的形態の躰の利用を奨励して、国連調査でなされた勧告の推進における重要な同盟者である。フランシス教皇が世界子どもの日と 2017 年 3 月に特別代表に与えた謁見中に強調したように、国際社会は、暴力から子どもを保護し、どの女兒も男児も平穩に、未来に自信をもって成長することを保障する際に、用心深くなければならない。

37. パナマ市で 2017 年 5 月に開催された「子どものための宗教世界ネットワーク第 5 回フォーラム」は、そのアジェンダの核心にこういった懸念を据えた。この「フォーラム」は、子どもに対する暴力とそのインパクトの規模に対する理解を高め、宗教指導者がこれに取り組む手助けができる方法を明らかにし、子どもに対する暴力を防止し、減らすことへの宗教社会のコミットメントを強化するために、世

界の宗教・霊的伝統の 500 名以上の指導者を集めた。

38. 「フォーラム」は、害悪から子どもを保護する道徳的義務を再確認し、いかなる宗教的教えも伝統も子どもに対するあらゆる形態の暴力を正当化出来ないことを認めている「子どもに対する暴力をなくすことに関するパナマ宣言」を採択した。

39. 「パナマ宣言」で、参加者たちは、「2030 アジェンダ」と子どもに対する暴力をなくすことに関する「持続可能な開発目標」のターゲットを達成するための宗教社会内の意識を啓発し、行動を推進する明確な公約を支援するというその決意を表明した。参加者たちは、子ども保護プログラムのための法律、政策、増額された資金提供のための社会的・政治的意思を生み出すことも誓い、子どもを尊重してその意見を聞き、子どもに対する異なった形態の暴力に関して宗教的・精神的指導者と地域社会を教育し、家族と子どもが共感を発達させ、より強靱になる手助けをするために、良好な親業と倫理的価値観の訓練を提供することにコミットした。

C. 「2030 アジェンダ」のフォローアップと見直しを推進する

40. 包括的で国家が所有する持続可能な開発計画が、「2030 アジェンダ」の実施を目的として、多くの加盟国によって採択されつつある。これら計画が、予見できる資金によって支援され、「持続可能な開発目標」の暴力関連のターゲットに向けた進歩を評価するための堅固な証拠と厳格で、信頼でき、分類されたデータによって特徴づけられることが極めて重要である。

41. 子どもへの投資は、「持続可能な開発目標」に達することによって極めて重要であるが、まだ行く手は遠い。極度の貧困の中で暮らしている者の半数は子どもであり、世界の子どもの半数が毎年暴力の悪影響を受けているが、子どもの福利のための予算の割り当てはしばしば不適切である。さらに、子どもに対する暴力をなくすために動員される政府開発援助(ODA)は、依然として不十分である。最近の報告書で述べられているように¹³、低所得国での暴力に対処するための年間子ども一人当たりの平均 ODA は 0.65 ドル未満であり、ODA 総額の 0.6% 未満である。

42. 持続可能な開発に関する高官政治フォーラムは、子どもが「2030 アジェンダ」の核心に置かれることを保障する戦略的プラットフォームを提供している。高官政府間会議への参加と地域団体や代表部との協力を通して、特別代表は、国家が良好な発展と学んだ教訓を分かち合い、暴力への子どもの暴露を監視する根強い課題と努力を明らかにする任意の国内見直しとフォーラムによって提供される機会に注意をひいてきた。

43. 持続可能な開発に関する高官政治フォーラムの 2017 年会議のテーマは、子どもに対する暴力をなくすことに特に関連するトピックである「変化する世界で貧困を根絶し、繁栄を推進する」であった。暴力は貧困を永続化するが、貧困が暴力の引き金ともなり、虐待と搾取が繁栄する条件を生み出すこともある。家庭の所得が低く、生計の機会がほとんどなく、住居が不適切で質の高い社会サービスへのアクセスが限られている周縁化された地域社会では、子どもたちが暴力を経験する可能性がより高い。子どもたちがトラウマから回復し、スキルと自信と強靱性をもって未来を享受し、司法を求め刑事責任免

¹³ 子ども基金同盟、セイヴ・ザ・チルドレン、SOS 子ども村インターナショナル、ワールド・ヴィジョン、子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表事務所及びユニセフ、小銭を数える：子どもに対する暴力をなくすための政府開発援助の見直し、2017 年 5 月。

除をなくすようエンパワーされたと感じるための支援を受ける可能性もほとんどない。

44. 貧困と暴力は互いに絡み合っている。2017年に、任意のレビューの中には、強化された社会保護がどのように貧困の中で暮らしている子どもたちの暴力の高い危険を緩和できるかの有力な例を生み出したものもあった。重要な国内の経験と防止と対応のための統合されたセクター横断的な行動の必要性を強調するために、特別代表は、ユニセフとチリ、インドネシア、スウェーデン各国政府と共に高官政治フォーラムの会議のサイド・イベントを共同開催した。

45. 持続可能な開発に関する高官政治フォーラムの2017年の閣僚宣言は、暴力を受けない権利を含め、子どもの可視性を高めた。閣僚宣言は、多面的な剥奪に対処し、さらに繁栄する未来を築く手助けをするよう子どもをエンパワーするために、子どもへの投資の必要性を強調した。宣言の中で、署名国は、「2030 アジェンダ」の実施と見直しへの子どもの参加を支援し、子どもに対するあらゆる形態の差別と暴力を撤廃することを公約した。

46. 持続可能な開発に関する高官政治フォーラムの2018年会議のテーマは、「強靱性のある社会と都市を築く」となるであろう。都市と人間居住が包摂的で、安全で、強靱で、持続可能なものであることを呼びかける「持続可能な開発目標 11」に特別な注意が払われるであろう。

47. 世界人口の半数が都市に住んでおり、その人口の半数は子どもである。増加する都会化が、高いレベルの経済的不平等と固有の貧困と相俟って、都会の暴力の危険を特に激しいものになっている。特別代表が最近のテーマ別調査で強調したように¹⁴、子どもにとって安全な学校と都会スペースを建設すること、家族を支援し地方自治体とかかわること、公共の安全措置に投資すること及び司法へのアクセスを確保することは、都市で子どもが直面する暴力の危険を緩和する手助けができる。

48. 2018年の高官政治フォーラムは、「新都会アジェンダ」¹⁵。の国内での実施を振り返り、子どもの最高の利益と子どもの積極的参加によって導かれる夢の都市計画を推進する市長や地方自治体のリーダーシップを支援する機会を提供するであろう。

49. 若者の間に「新都市アジェンダ」についての意識を啓発し、安全で持続可能な都市の企画に都会生活についての子どもの考えと経験の包摂を推進するために、特別代表は、子どもが自分の権利を享受し、包摂され、安全で、暴力から守られていると感じ、子どもの声が相当に考慮される都会のスペースの創設を要請する子どもに優しい出版物を出した¹⁶。

50. 2019年に、総会は「2030 アジェンダ」の第一回見直しを開催する¹⁷。「人々をエンパワーし、包摂性と平等を確保する」というテーマの下で、総会は、子どもに対するあらゆる形態の暴力をなくすことに関するターゲット 16.2を含め、「持続可能な開発目標 16」に対処する。「子どもの権利に関する条約」の30周年も2019年にあたる。同年にこの二つの行事が行われることは、子どもとターゲット 16.2及びその他の暴力関連の「目標」のターゲットに向けた進歩に重点を置いた高官政治フォーラムによる

¹⁴ 地域社会において武力暴力の悪影響を受けている子どもたちを保護する(ニューヨーク、2016年)。

¹⁵ 総会決議 71/256号、付録を参照。

¹⁶ 私たちの夢の都市: 安全で子どもに優しい「新都市アジェンダ」(2016年9月)。

¹⁷ 総会決議 70/299号を参照。

テーマ別見直しを通して暴力防止と対応における世界的行動をさらに動員するユニークな機会を示す。

III. 国内政策アジェンダで暴力からの子どもの保護を主流化する

51. 特別代表は、バルバドス、ブラジル、コロンビア、中国、ギリシャ、インドネシア、マラウイ、マレーシア、メキシコ、パナマ及びタイへの国別訪問を通して国内の実施努力の強化を支援し続けた。

52. カンボディアへの2回目の訪問中に、特別代表は、「2017年から2021年までの子どもに対する暴力防止と対応行動計画」¹⁸の推進に参加した。この「計画」は、この地域で初めてのものである2014年に行われた子どもに対する暴力に関する家庭調査の結果を特徴とした。この調査で、家庭、学校、地域社会及びオンラインの公的・私的生活で子どもが暴力を経験し、目撃していることが分かった。

53. 思春期の若者と若い人々は、国全体にわたる討議と政策対話への積極的参加を通して「行動計画」の創設に重要な役割を果たし、彼らの見解や経験は、依然としてその実施においても極めて重要である。市民社会団体も、カンボディアの子ども保護制度の強化を支える際に積極的にかかわり、欠くことのできない役割を果たし続けている。

54. 子どもに対する暴力を防止し、被害者のためのサービスを改善するために重要な措置が取られつつある。こういった措置には、良好な親業戦略計画、嫉の非暴力的方法の利用における教育訓練モジュール、保健専門家を訓練するためのハンドブック、居住ケアの子どもの数を30%削減する行動計画及び子どもの自由の剥奪の転換と防止を推進する新しい少年司法の法律が含まれる。

55. メキシコは、子どもに対する暴力をなくすための独自の国内行動計画を推進した¹⁹。この計画は、幅広い参加プロセスを通して開発され、「2030アジェンダ」に沿うものである。これは、子どもに対するあらゆる形態の暴力を禁止し、子ども結婚の状況に対処する法改革を含め、重要な優先的行動を明らかにしている。これは、子どもに対する暴力に関する国内キャンペーンの推進、オンラインの安全性への投資、暴力事件のカウンセリング、苦情、通報の強化されたメカニズム及び子どもの参画への支援も予想している。この「計画」には、子どもの暴力への暴露並びに子どもの考えと勧告の重要な評価が含まれる。

56. パラグアイは、虐待とあらゆる形態の暴力から子どもを保護するための国内計画を採択した²⁰。この計画は、「2030アジェンダ」、「子どもの権利に関する条約」及び国連調査によってなされた勧告によって枠づけられている。これは、部局間協力と参加型プロセスの結果である。その実施は、「子どもに対する暴力防止と対応国内委員会」によって監督されている。子どもと思春期の若者が、計画の開発のカギとなる情報提供者であり、様々な暴力の表れと暴力事件の通報のためのメカニズムに対する意識を啓発し、同輩や家族の間にこの計画についての情報を推進し、都市や地域社会でのアドヴォカシー努力を支援することにより、依然としてその実施の重要な行為者である。

57. タンザニア連合共和国は、女性と子どもに対する暴力をなくすために独自の国内行動計画(2017-

¹⁸ www.unicef.org/cambodia/Full_VAC_Action_Plan_En_Final_AP.pdf より閲覧可能。

¹⁹ www.unicef.org/mexico/spanish/PLAN_ACTION_FINAL.pdf を参照。

²⁰ www.sna.gov.py/archives/documentos/Plan%20de%20Accion%20pais_rlv7aq8u.pdf を参照。

2022年)を推進した²¹。「2030 アジェンダ」に導かれて、この計画は2000年に行われた子どもに対する暴力に関する家庭調査の結果に基づき、包摂的成長に与える暴力防止への投資の良好なインパクトを認めている。計画は、「持続可能な開発目標」のターゲット、特にターゲット16.2を達成するために行動と資金を動員するための戦略的枠組を提供している。

58. フランスは、子どもに対する暴力と闘うための新しい省庁間行動計画を採択した²²。この計画は、子育てにおいて家族を支援し、良好な親業慣行を推進し、子どもに対する暴力の不可視性を打ち破り、事件の早期発見と通報を推進し、被害者を支援するサービスを強化することを目的としている。

59. 子どもに対する暴力に対処する法的措置に対する支援は、依然として特別代表の高い優先順位事項であった。2006年以来、包括的な法的禁止を有する国の数は三倍以上になり、最近では、ベナン、アイルランド、ラオ人民民主主義共和国、リトアニア、モンゴル、パラグアイ、ペルー、スロヴェニア及びベトナムを含め、2017年には50か国以上に達した。

60. さらなる法的措置が、暴力からの子どもの保護の規範的基礎を固めるために採択された。スウェーデンで、「子どもの権利に関する条約」の国内法への組み入れが、その規定が子どもに影響を及ぼすすべての決定で尊重されることを保障するために追求されつつある。

61. マレーシアでは、2017年に採択された「子どもに対する性犯罪法」が、性的虐待と搾取からの子どもの保護を強化した。この「法」は、子どものグルーミングを犯罪化し、オンラインの虐待からの子どもの保護を推進し、性犯罪事件の権限のある証人としての子どもを認めている。

62. キューバでは、新法(第21.013号)が²³、子どもまたは障害者の身体的または心理的虐待を犯罪化している。制裁には、教育または保健ケアの雇用、または被害者と直接関係があるかも知れないその他の地位を犯人に禁じることが含まれる。

63. ブラジルは、暴力の子ども被害者と証人の権利を保証する新法(第13.431号)を採択した²⁴。この法律は、政府のあらゆる部局が、家庭を含めたあらゆる場で、暴力を受けない子どもの権利を保障する包括的で調整された政策を開発するよう求めている。この法律は、情報と法的代表にアクセスし、決定に参加し、関連する支援サービスから利益を受け、再被害化からの保護、賠償への子どもの権利を認めている。この法律は、子どものためにアクセスでき、安全で、機密性があり、子どもに優しい通報・カウンセリング・苦情処理メカニズムを設立し、訓練を受けた専門家から話を聞いてもらう子どもの権利を認めている。この法律は、私的または公的場で子どもに対して行われた身体的・心理的・性的暴力行為を目撃し、または知っている者が、検査官の注意を引くべき関連当局に直ちにそれを通報する責務も認めている。

64. 南アフリカでは、高等裁判所が、「合理的または中程度の懲らしめ」の慣習法の弁護を憲法違反と宣言した。ジャマイカでは、首相が、議会で家庭内を含めたあらゆる形態の暴力の完全な法的禁止を達成

²¹ <http://srsg.violenceagainstchildren.org/sites/default/files/2016/NPA-VAWC%20%20Tanzania.pdf> を参照。

²² www.memoiretraumatique.org/assets/files/vl/Documents-pdf/2017-1er_Plan_Viences_ENCENFANTS_VF.pdf を参照。

²³ www.leychile.cl/Navegar?idNorma=1103697 を参照。

²⁴ www2.camara.leg.br/legin/fed/lei/2017/lei-13431-4-abril-2017-784569-norma-pl.html を参照。

することにその強いコミットメントを発表した。

65. エルサルヴァドル、ホンデュラス及びトリニダード・トバゴによっても、婚姻最低年齢を18歳に引き上げるための重要な手段が取られた。2017年に、ヨルダン、レバノン及びテュニジアによる、被害者と結婚することによって強姦者が刑事的訴追を避けることを認める法的規定の廃止を含め、子どもに対する性犯罪の刑事責任免除をなくすことを目的する法律に重要な進歩があった。

66. 「2030 アジェンダ」は、意思決定を特徴づけ、進歩を評価するために、質の高い、アクセスできる、時宜を得た、信頼できる分類データの利用可能性をかなり重要視している。子どもに対す暴力に関する重要なデータ開発には、合意された世界的指標の枠組及び国連諸機関によって推進されているデータ収集イニシャティヴが含まれる。

67. カンボディア、ケニア、マラウイ、ナイジェリア、ラオ人民民主主義共和国、フィリピン及びジンバブエを含めたアジア・アフリカにおける国内家庭調査は、データ・ギャップを埋める手助けをしてきた。ラテンアメリカでは、多くの国々が、幼児期の暴力の規模・性質・インパクトを文書化するために調査を行っている。ホンデュラスでは、調査は、移動と暴力に関する革新的モジュールを特徴としている。

68. 調査も懸念される差し迫った領域にさらなる可視性を与えてきた。フィリピンでは、男児と女児が直面する性的虐待の様々な危険を評価し、ジェンダーに配慮したアドヴォカシー・防止・対応戦略を特徴づけ、被害者に適切なサービスを提供する手助けをするために、国内調査をジェンダー別データに分類した。

70. 調査は、オンライン虐待への子どもの暴露の重大な危険も明らかにし、フォローアップ調査が、その発生率の高さを確認した。オンライン虐待は、インターネット接続の高まり、サイバースペースにアクセスする安価な機器の利用可能性、海外の加害者と通信できるようにする英語の知識の広がり、送金ネットワークを通じた便利な支払いメカニズム、虐待に加担しているかも知れない目上の人に対する沈黙と敬意の文化によって促進されている。

71. 調査の価値も、このトピックに基づいた特別報告者のアドヴォカシーに基づいて、いじめへの子どもの暴露に関して調査が行われたエクアドルで強調された。調査のフォローアップは、全国的な学生のカウンセリング・ユニット、教員・親・学校職員のための能力開発プログラム、学校での暴力の発生を通報するプロトコールの開発を含め、重要なイニシャティヴにつながってきた。いじめに関する国内行動計画が、今、準備されつつある。

IV. 「2030 アジェンダ」の実施を支援する地域プロセスを強化する

72. 地域団体や機関との協力は、暴力からの子どもの保護における進歩を促進する特別代表の戦略のカギとなる要素である。地域団体や機関は、戦略的同盟者であり、その特別代表との協力は、国家の説明責任を強化し、国内の実施努力を支援しつつ、地域政策アジェンダの中心に子どもに対する暴力を位置づける手助けをしてきた。

73. 特別代表は、中南米、カリブ海、南アジア、欧州及びアラブ地域で、地域パートナーとの高官協議会を開催してきた。6本の地域監視報告書が出され、進歩を維持し、促進するために、定期的な見直し

会議が開催されてきた。

74. その結果、地域の政治公約と実施の道程表が採択され(A/HRC/19/64を参照)、「2030 アジェンダ」に沿って、子どもに対する暴力に関する新しい世代の地域計画が開発されつつある。代わって、こういった努力は、国内法と公共政策の強化、データと調査の整理統合、公的キャンペーンの推進となってきた。

75. さらにこのプロセスを推進するために、特別代表は、地域の団体や機関と年次高官地域横断的ラウンド・テーブルを開催している。このフォーラムは、政策対話にかかわり、知識と好事例を分かち合い、傾向と差し迫った課題を明らかにし、子どもの保護を強化するために力を合わせるための国連システム内の戦略的メカニズムとなっている。

76. 2017年6月に、特別代表は、東南アジア諸国連合(アセアン)と第7回年次地域横断的ラウンド・テーブルを共同開催した。このラウンド・テーブルは、子どもを「2030 アジェンダ」の中心に据え、暴力からの子どもの保護に関する「持続可能な開発目標」のターゲットに向けた進歩を促進する際に、地域団体の役割に対処することに捧げられた。

77. 持続可能な開発に関する高官政治フォーラムのテーマに導かれて、地域団体の代表者たちは、剥奪と子どもに対する暴力の多面的性質に対処する経験と好事例を分かち合った。注目すべきイニシアティブには、質の高い普遍的で、包摂的で、子どもに配慮した基本的社会サービスへのアクセスの推進、効果的な家族支援と社会保護措置の確保及び取り残された者の社会的包摂の推進が含まれた。

78. 参加者たちは、高官政治フォーラムによって提供された機会を利用するというそのコミットメントと子どもに対するあらゆる形態の暴力の撤廃に向けた進歩を促進するための任意の国の見直しの開発を再確認した。彼らは、暴力防止と対応イニシアティブを支援するための適切な国内資金と ODA を動員すること及び決定を特徴づけ、進歩を監視して維持するためのデータ制度を強化することの重要性を強調した。

79. 参加者たちは、変革の担い手としての子どもの重要な役割、子どもの考えと経験によって特徴づけられる行動をとることの重要性も認めた。この精神で、「アセアン子どもフォーラム」が会議と共に開催され、地域の若者との戦略的にかかわりのための機会を生み出した。これら討論は、暴力の発生を防止し対処するための子どものエンパワーメントと参画及びいじめとオンライン虐待に関連する危険に特別な重点を置いた。

80. 若い参加者たちも、愛のある支援的環境を享受することの重要性を強調し、若い人々がエンパワーされた国民となり、危険を明らかにし、事件を通報し、子どもに配慮したサービスから助けを求めることができるようにする意識啓発・情報交換イニシアティブを要請した。彼らは、効果的な法律・政策・予算、良い親業と幼児期発達イニシアティブ、子どもにかかわる専門家の訓練、若い人々との開放的な討論のための真の機会とプラットフォームを含め、緊急の政府の行動を要請した。子どもたちが強調したように、「誰にも果たすべき役割があり、もし子どもに対する暴力をなくしたいならば、私たちは世界をより良い場所にすることができる!」

81. 2018年に、特別代表は、「南アジア協力協会」という NGO である「子どもに対する暴力をなくす

ための南アジア・イニシャティヴ」(上記パラ 75 を参照)と共に、地域横断的会議を開催するであろう。

82. 重要な発展が、2016 年から 2021 年までの子ども労働の防止と撤廃のための地域行動計画の実施、性的虐待と搾取から子どもを保護するための地域戦略の開発及びオンラインの安全性の推進を含め、暴力からの子どもの保護をさらに強化するために、南アジアで追求され続けている。子ども結婚に関する地域行動計画(2015-2018 年)の実施がアフガニスタンにおける早期・子ども結婚を撤廃するための国内行動計画の開始と共に 2017 年に追求され、一方インドでは、ラジャスタン州が、子ども結婚防止のための戦略的行動計画を推進する初めての州となった。

83. アフリカ全体にわたって暴力からの子どもの保護をさらに強化するために、特別代表は、「子どもの権利と福祉に関するアフリカ専門家委員会」と「子ども結婚の終結に関するアフリカ連合特別報告者」のみならず、アフリカ連合と小地域団体とのかかわりを追求し続けた。

84. アフリカ委員会によって採択された「アジェンダ 2063: 私たちの望むアフリカ」と「2040 年の子どもたちのためのアフリカのアジェンダ」の夢は、「2030 アジェンダ」に沿うものである。「2040 年の子どもたちのためのアフリカのアジェンダ」²⁵には、子どもに対するあらゆる形態の暴力の終結に関する「持続可能な開発目標」のターゲット 16.2 に従って、2040 年までにアフリカ連合とその加盟国が到達することにコミットしている測定できる目標と優先領域が含まれている。

85. 2017 年の「アフリカ子どもの日」は、「2030 アジェンダ」とすべての子どものための保護・エンパワーメント・機会均等を促進するために払われた努力に捧げられた。暴力を持続可能な開発に対する主要な障害の一つと認めて、この「日」に開催された討論は、「持続可能な開発目標」のターゲット 16.2 に向けた進歩を確保することに特に重点を置いた。

86. 子どもにふさわしいアフリカを推進するという公約に基づいて、特別報告者は、東部・西部アフリカで、子ども保護イニシャティヴの強化を支援し続けた。

87. 2017 年 10 月に、「西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)」全体にわたる子どものケアと保護に対して責任を有する閣僚たちが、「西アフリカ子どもに対する暴力、虐待、搾取を防止し、対処する国内子ども保護制度強化のための戦略的枠組」を採択するために、ニアメに集まった。12 月に、「枠組」が子どもに対する暴力の終結に対する最高のレベルの公約となって、国の長によって承認された。

88. 「枠組」は、協力とパートナーシップを強化するために地域・小地域レベルでの対話と見直しの重要性を認めている。「枠組」は、監視、実施及び通報における ECOWAS の説明責任を高めつつ、全体的傾向、学んだ教訓、好事例、実施ギャップの明確化ができるようにもしている。

89. 「枠組」は、子どもの脆弱性を削減し、強靭性を築き、暴力・虐待・搾取からのその保護を確保することを目的としている。地域のデータの分析に基づいて、「枠組」は、①性的・身体的・情緒的暴力、②子ども結婚、③移動する子ども、④子ども労働、⑤住民登録・重要な統計・出生登録という 5 つの優先領域を強調している。

²⁵ www.acderwc.org/ourevents/africa-agenda-for-children-2040/ を参照。

90.東アフリカ共同体は、子どもに対する暴力と闘う際の進歩を推進するためにキガリで集まった。国内行動を促進するための政策と基準を含め、官僚会議によって採択された作業に基づいて、「共同体」の加盟国は、国内子ども保護制度と共同体メカニズムを強化するための地域枠組の開発を推進した。

91. この重要な地域枠組は、暴力防止と対応に関する国内制度を強化し、国境を越えた問題に対処し、国家間の比較ができるようにし、好事例と学んだ教訓の交換を育成する取り組みを支援している。

92. ECOWAS と東部アフリカ協同体地域枠組は、「持続可能な開発目標」と「アジェンダ 2063」の目標と「2040 年子どものためのアフリカ・アジェンダ」に向けた実施努力を強化する手助けをしつつ、暴力を受けない子どもの権利を支持する加盟国の政治的意思を示している。

93. 特別代表は、「アフリカ連合子ども結婚をなくすキャンペーン」の実施を進める努力を推進し続け、注目すべき進歩が遂げられてきた。2017 年 6 月に、「アフリカ連合平和安全保障会議」は、公開セッションをアフリカでの子ども結婚をなくすことに捧げた。「会議」は、暴力被害者のための心理社会的支援と性と生殖に関する健康サービスのための適切なメカニズムの提供を保障しつつ、これを抑止する目的で、加盟国が子ども結婚を犯罪化する必要性を強調した。

94. 子ども結婚は、西部・中央アフリカで行われている子ども結婚をなくすことに関してダカールで 2017 年 10 月に開催された高官会議でも特に考慮された。子ども結婚の牽引力を調べ、地域全体からの経験を分かち合っ、この会議は、「子ども結婚をなくすキャンペーン」の勢いを維持する手助けをした。

95. アフリカ諸国は、その国内子ども保護制度の強化に投資し、幼児期の暴力の規模、性質、インパクトを文書化するための包括的な家庭調査を継続して行った。

96. マラウィ、ナイジェリア、スワジランド、タンザニア連合共和国及びザンビアは、子どもに対する暴力に関する家庭調査を終了し、分かった結果に対応して、包括的な国内政策アジェンダを実施する様々な段階にある。ボツワナ、ルワンダ、ウガンダ及びジンバブエは、調査を終了し、2018 年にその結果を開始することになっており、一方、コート・ド'ivoire、ケニア、レソト、モザンビーク及びナミビアは、同様のプロセスを計画している。

97. 重要なイニシアティブが、アフリカでの暴力からの子どもの保護に関する証拠をさらに強化する手助けをした。ある報告書は²⁶、アフリカ全体にわたって、家族からの離別につながる状況によって既に脆弱にされているケアを受けている子どもたちは、暴力、虐待、ネグレクト及び搾取の大きな危険にさらされ続けていることを示した。ナイロビで開催され、特別代表が支援した地域の専門家協議会から情報を得て、この報告書は、代替のケア改革努力と暴力防止イニシアティブとの間の関連性に対処している。報告書は、安定した安全な家庭は子どもに強力な保護環境を提供するが、良好な家庭のケアが欠けており、絆や保護的關係が脆弱であるときには、ネグレクト、虐待、搾取の高い危険があることを強調している。

98. この報告書は、家庭が安定した適切なケアを子どもに提供するために、家庭をより良く支援するこ

²⁶ より良いケア・ネッツとワーク、子どもに対する暴力とアフリカでのケア：討議文書(ニューヨーク、2017 年)。

とができることを保障するための法律と政策開発の詳細な分析、データ収集努力、サービス提供及び公共の意識啓発を提供している。報告書は、暴力防止と安定した育む家庭環境を保障するための家族への支援への投資の増額を要請している。報告書は、子どもを施設に入れることを避けるための家庭と地域社会を基盤とした代替手段の提供も要請している。結局はケアを受けることになるかも知れない子どもたちのために、報告書は、子ども保護のための効果的な保証措置と幼い子ども、特に3歳未満の子どもを居住ケア施設に入れることの禁止を要請している。

99. 「子どもに対する暴力撤廃に関するアセアン地域行動計画」の2015年の採択以来、特別代表は、アセアン事務局、「女性と子どもの権利保護推進アセアン委員会」及びアセアン加盟諸国との協働で、積極的にその実施を推進し続けてきた。

100. 「2030 アジェンダ」によって枠付けされている「地域計画」は、暴力から子どもを保護し、「持続可能な開発目標」の暴力関連のターゲットを達成するための進歩を促進する国内行動を地域協力が如何に支援できるかの強力な例を提供している。「地域計画」は、子どもの暴行に対する非暴力的取組の推進、子どもを施設から外に出すこと、オンライン虐待からの子どもの保護、子どもに優しい司法手続きの推進、子どもの自由の剥奪の防止、拘束の代替手段の推進、暴力の不可視性を破り、子ども被害者の保護を確保する意識啓発キャンペーンを含め、現実的な時間枠内での具体的な行動を提案している。

101. 「地域計画」の実施における進歩を維持し、中間見直しを支援するために、ユニセフは、2017年に、アセアン加盟国及び「女性と子どもの権利の推進と保護委員会」の代表者との協働で、重要な基礎研究を開発した。この研究は、行われつつあるイニシアティブを認め、建設的慣行や学んだ教訓を提供し、「計画」の優先領域における進歩を促進するためのギャップと機会を明らかにしている。

102. 「あらゆる場での子どもの養育、ケア、発達への非暴力的取組のためのアセアン・ガイドライン」は、基礎研究によって強調された重要なイニシアティブである。この「ガイドライン」は、子どもの発達と福利及びあらゆる場での暴力の撤廃を推進し、オンライン虐待を含めたいじめ、身体的・言語的・性的虐待の危険を含め、子どもの間の暴力に対処している。

103. 特別代表は、米州諸国機構との協力を継続した。2017年9月に、バルバドスでの第92回会期で、米州機関は、「2030 アジェンダ」に従って、あらゆる場での暴力防止と撤廃を推進する加盟国の公約を再確認する子どもに対する暴力に関する決議を採択した。米州機関は、特に性的搾取からの子どもの保護、刑事責任の最低年齢に関する好事例と経験を分かち合うことの重要性も強調し、子どもの自由の剥奪の代替手段のさらなる利用を要請した。

104. 国内子ども保護制度を強化するために、この地域でかなりの努力が払われてきた。包括的な保護制度を推進するために、2017年4月に、米州フォーラム the Foro Interamericano de Sistemas Nacionales de Protección Integral de Niñas, Niños y Adolescentes が開催された。「フォーラム」の参加者たちは、先住民族の子ども、障害を持つ子ども、移動・難民状況の悪影響を受けた子ども、幼児期の子どもを含め、脆弱なグループの権利を損なう根強い課題に光を当てた。地域の国々の間で経験を分かち合うことの重要性を認めて、参加者たちは、健全な政策、制度及び資金提供に支えられるあらゆるレベルの行政にわたるより良い調整、公共政策の監視と評価の強化された制度、実施努力への地方自治体と市民社会団体の積極的にかかわり、子どもと思春期の若者のための永久プラットフォーム

ムの制度化を要請した。

105. 南部共通市場(MERCOSUR)では、良好な躰と子どもに対する暴力の防止推進のためのガイドラインが、「2030 アジェンダ」とその暴力関連のターゲットに従って開発されつつある。このガイドラインは、子どもに対するあらゆる形態の暴力を禁止する法律の制定と施行を通して、地域公約の実施を推進する手助けをするであろう。このガイドラインは、良好な躰と暴力防止の推進に関する 2018 年から 2023 年までの地域計画の開発にもコミットしている。

106. 「2030 アジェンダ」と「新都市アジェンダ」の実施を推進するために、特別代表は、子どもに対する暴力の防止と撤廃に向けた努力を支援するために、地方自治体とのさらなる協力を追求した。9 月に、ラパスで開催されたイベロアメリカ首都連合の子ども委員会の会議で、地方自治体は、子どものケアと保護のための公共サービスとスペースを備え、幼児期の進歩を推進し、評価するための子どものケアと保護、法律・政策・監視プロセスの開発とイベロアメリカ地域全体にわたって移動する子どもに特別な注意を払う子どもに優しい都市の推進へのコミットメントを表明した宣言を採択した。

107. 特別代表は、2016 年 11 月にイスラム協力団体(OIC)独立永久人権委員会が開催した子どもの権利に関する討議へのその貢献に基づいて、OIC とのかかわりを継続した。

108. その成果文書で、独立永久人権委員会は、国際的な法的責務に従って、暴力からの子どもの保護を強化するための OIC 加盟国によってとられる必要のある措置に実体的な注意を払った。「委員会」は、子どもに対する暴力のジェンダーの側面とすべての政策と行動へのジェンダーの視点の組み入れの重要性に対処した。「委員会」は、「2030 アジェンダ」内での国内開発計画と国内見直しにおける優先事項として子どもに対するあらゆる形態の暴力の撤廃を推進するようにも、加盟国に要請した。「委員会」は、子どもに対するあらゆる形態の暴力を撤廃し、「子どもの権利に関する条約」に従って、包括的に子どもの権利を確保する、一致した世界行動を要請して、2017 年 11 月の「世界子どもの日」のためのメッセージでその呼びかけを繰り返した。

109. 特別代表は、地域全体にわたって子どもの暴力からの自由を強化するために、さらに欧州会議との協働を追求した。これらイニシアティブは、特別代表の参加を得て、欧州会議によって開発された「子どもの権利戦略(2016-2021 年)」によって枠づけられている。この「戦略」は、「2030 アジェンダ」の国内の実施を支援し、特別代表も参加している「子どもの権利特別委員会」によって監視されている。

110. 子どもの暴力からの自由は、「戦略」の主要な柱の一つである。実施の初年度中に、子どものオンラインの保護と移動する子どもと難民の子どもに特別な注意が払われた。

111. 2017 年 5 月に、欧州会議閣僚委員会は、①権利と子どもに優しい手続きへアクセスの確保、②効果的保護の提供、③到着する子どもの統合の強化という主要な 3 本柱を持つ 2017 年から 2019 年までの「欧州難民・移動する子どもの保護行動計画」を採択した。「行動計画」の実施は、法的後見制度及び移動者・難民の子どもに年齢評価に関する新しい基準の開発を含め、特別委員会によって行われつつあるその他の重要な活動を補うであろう。

112. 特別委員会は、デジタル環境における子どもの権利の保護と法律と政策の開発において各国を支援するためのオンライン虐待の防止、及び企業及びその他の関連行為者がその責務に応えることを保

障するためのガイドラインを開発した。このプロセスを支援して、理事会も、新しい、インターネット識字ハンドブックを含め、意識啓発と教育資源を開発した。

113. 欧州会議の「性的搾取と性的虐待からの子どもの保護に関する条約」(ランサローテ条約)は、性暴力を防止し、子ども被害者を保護し、犯人を訴追するための法的及びその他の措置を採択するよう締約国に要請している。ICTが子どもの性的虐待と搾取の危険を呈すことを認めて、ランサローテ委員会は、このトピックに優先的注意を払った。「委員会」によって集められた情報は、締約国による「条約」の実施を評価し、国内レベルで能力開発を支援する好事例を明らかにできるようにするであろう。

114. 4月に、欧州連合会議は、「子どもの権利推進と保護に関するガイドライン」の改訂版を採択し、世界的な子どもの権利の保護へのコミットメントを再確認した。「ガイドライン」は、欧州連合の政策と行動における子どもの権利の主流化を推進し、最も周縁化された脆弱な状況にある子どもが効果的に到達されることを保障する努力を強化することを目的としている。「ガイドライン」は、「持続可能な開発目標」のターゲット 16.2の達成を含め、「2030 アジェンダ」の実施を推進し、その他の国際・地域の子どもの権利行為者の作業と共に、特別報告者の作業に対する支援を再確認している。「ガイドライン」は、国内戦略と効果的実施を確保するための政府のあらゆるレベルの間の強化された調整、国内法を国際人権基準に沿わせること、アドヴォカシー、法的・政策的改革、資金の動員を特徴づけるデータの収集と利用を含め、優先的行動も明らかにしている。

115. 11月に、特別代表は、ブリュッセルで開催された第11回「子どもの権利に関する欧州フォーラム」に参加した。「フォーラム」は、欧州連合、アイスランド、ノルウェー、スイス及びバルカン諸国の加盟国と機関及び市民社会、国際機関、子どもオンブズマン及び学会からの300名以上の専門家を集めた。自由の剥奪の状況の悪影響を受けた若い人々も積極的に参加した。

116. 「フォーラム」は、自由を剥奪された子どもに関する世界調査²⁷に対する支援を表明した。拘束の代替手段を特に強調して、「フォーラム」は、刑事司法制度、入国拘禁、ケア・保健施設にいる子どもたち及び親が刑務所にいる子どもたちの状況に対処した。「フォーラム」に宛てた演説で、特別代表は、親が拘禁されている若い人々の経験に関して、ラテンアメリカの戦略的パートナーと共に特別代表事務所が行った調査の予備結果を示した(上記パラ 27を参照)。

V. 暴力防止は幼児期に始まる

117. 「2030 アジェンダ」は、平和で繁栄する社会を醸成する際に幼児期の発達果たす重要な役割を認めている。「持続可能な開発目標」のターゲット 4.2は、特に子どもがその可能性を成就するための知識とスキルを得、機会を追求し、生産的市民として社会に完全に参加できるように、すべての子どもが包括的で質の高い幼児教育とケアにアクセスできることを保障することを各国にコミットしている。

118. 幼児期に投資し、子どもの生活での暴力をなくすことは、子どもの権利のまず第一の問題である。しかし、これは幼児期の暴力の長期的結果に対処する際にかかる社会支出を減らしつつ、国の富を増や

²⁷ 総会決議 69/157号を参照。

すより良い健康、教育、社会的成果につながる非常に対費用効果の高い戦略でもあるという証拠が継続して増えている。

119. 幼児期は、暴力防止が始まらなければならず、投資が大変に高い見返りを達成できる時期である。

120. 育み、ケアする環境は、子どもの健康、栄養、早期学習、所属意識を確保する手助けとなる。この環境は自尊心を推進し、ストレスや逆境に対処する能力を改善する。人間の頭脳は人生のその他の段階よりも最初の1,000日間により幅広く、より速く発達し、人の将来の福利の土台が据えられるのはこの重要な発達期間であることを科学的証拠が示している。

121. しかし、幼児期は、いまだに主として成人の生活に向けた移行期と見られており、幼い子どもは、「まだ人となっていない」または「人となりつつある者」とみられている。暴力が子どもの健康と発達に与える否定的インパクト及び暴力を受けない幼児期への投資からの社会的見返りに対する認識が不十分である。

122. 子どもたちは幼いころにしばしば暴力にさらされ、成人になるまで根強く続く結果を伴って子どもの発達に最も破壊的で長期的なインパクトを与えるのは幼児期である。

123. ユニセフが強調したように、3億人近くの子どもたちが、家庭でそのケア提供者によって心理的攻撃や身体的懲罰を経験している。12か月から23か月の子どもたちが、暴力的な躰の慣行を受けており、半数近くが身体的懲罰に耐えている。ある国々では、怒鳴ったり叫んだり金切り声を上げることが1歳の子どもの普通の躰の形態であり、5歳未満の1億7,600万人の子どもたちが、ドメスティック・ヴァイオレンスを目撃している²⁸。

124. 幼児期に関するその主要な2016年のシリーズの中で、*Lancet*は、低・中所得国の5歳未満の2億5,000万人の子どもたちが、幼いころに直面する逆境のためにその可能性を伸ばせない危険にさらされているものと推定した²⁹。これら子どもたちの身体的・認知的・情緒的・社会的能力に投資することは、その発達のカギとなる要因である。

125. 幼児期の介入は、既存のサービスとつなげれば、子ども一人当たりわずか0.50ドルしかかからないかも知れない。しかし、幼児期への投資の欠如が、学齢期に達する前に子どもたちを引き留め、彼らに生涯にわたる不利な条件を耐えさせることにつながる。人生の乏しいスタートは、年間の成人の平均所得の約4分の1を失うことにつながることもある。さらに、国々は、保健と教育に関する現在のGDP支出の2倍もを喪失するかも知れない³⁰。

126. 良好な健康、健全な栄養と刺激のある慈しみケアする環境が子どもの発達にとって極めて重要であることは、十分に確立されている。ケア提供者との良好な愛着を推進することは、子どもが逆境に直面した際の強靭性を発達させる手助けとなり、一方幼児期の介入はストレスから子どもを守り、家庭や学校での学習のための基礎を築く。

²⁸ ユニセフ、*見慣れた顔：子どもと思春期の若者の生活における暴力*（ユニセフ、ニューヨーク、2017年）。

²⁹ 幼児期の発達を促進する：科学からスケールまで、*Lancet*、2016年10月。

³⁰ 同上。

127. 幼児期に暴力、虐待、ネグレクトを受けた子どもたちは、学校の成績の悪さ、落ちこぼれ、不安とうつ病、不健康、危険な行動、自虐行為の可能性がより高いことを含め、後に様々な病状を示す可能性がより高いことも知られた事実である。

128. 虐待にさらされている子どもたちは、後に暴力の被害者になる可能性がより高く、自分が加害者になる可能性もより高いことを長期的な調査が示している。彼らは、犯罪行為の重大さを過小評価する傾向を示しつつ、犯罪行為にかかわる危険もさらに大きい。

129. 神経科学の進歩は、暴力を含めた幼児期の様々な毒性のストレスが子どもにとってのまずい成果となる複雑なメカニズムをつなぎ合わせる手助けをしている。幼児の発達する脳は個人のニーズにとって最も効率的な構造を確立するが、その環境に対しても極度に敏感である³¹。

130. 幼児期の虐待の神経科学に関する調査は、ストレスを与えるものとしての社会経済的地位の結果と言葉の上での虐待にさらされることの保健関連の結果を文書化してきた。調査は、いじめとサイバーいじめ、ネグレクト、性的暴力と情緒的虐待のような異なった形態の虐待が幼児の発達に与えるインパクトも調べてきた。特に2歳になる前に施設で育つことが長期的に精神的・身体的健康に与えるインパクトも調査されてきた。

131. 幼児期の虐待に続く脳の変化は、非感染症と精神衛生問題にかかる危険、短期的・長期的認識障害、社会的・情緒的能力の欠陥、及び不適応行動の高い傾向につながることもある。

132. 幼児期は、適切な介入を通して暴力と虐待の悪循環を断ち切る機会のユニークな窓を提供する。ますます多くの証拠の集合体が、この目的に貢献する成功する国内戦略の3つのカギとなる側面を指摘している：

- (a)家庭内を含め、子どもに対するあらゆる暴力の法的禁止
- (b)子育て責任において家族を支援し、子どもの遺棄と施設入所を防ぐ政策の実施
- (c)暴力防止と対応に責任を有する関連セクターによる統合された統合力のある行動の推進

133. 第一に、法律は、態度や行為を形成する手助けをして、受容できるまたは交渉の余地のない慣行について社会に重要なメッセージを送る。幼いころの子どもへの保護は、あらゆる場でのあらゆる形態の暴力に関する包括的な法的禁止の制定から始まる。今日、50 か国以上が、学校と家庭を含め、そのような躰、矯正、または懲罰の一形態としての暴力の使用の明確な法的禁止を採択している。

134. 第二に、公共政策は、子どもにとって中立的ではない。幼い子どもへの投資は、家庭の育み、保護する役割を強化し、子どもの遺棄と代替ケアへの入所を防止し、暴力の危険にさらされている子どもを支援する重要な取っ掛かり点を提供する。社会保護介入と手を携える親業スキル・プログラムは、社会的排除と剥奪の危険を減らし、家族のストレスを防止し、暴力的な形態の子どもの躰を大目に見る社会規範と取り組む手助けをする。

135. 第三に、暴力は学際的で多様なステイクホルダーの取組を通してのみ対処できる多面的な現象で

³¹ 子どもの遺伝的資質とその環境との間の相互作用が、個人の神経生理学、認識及び行動を含め、遺伝子が表現され方法の変質につながり(この研究は「エピジェネティクス」として知られている)、例えばネグレクトまたは幼児に対する愛情のあるケアの欠如は、その脳のストレス抑制システムを損ない、将来ストレスに耐え、これを管理する子どもの売り良くに悪影響を及ぼす。

ある。幼い子どもとその家族が直面する多様な危険に対処するためには、保健、栄養、教育及び社会的子ども保護を含め、セクター全体にわたる強力で効果的な協力が必要である。

136. どの子どもも、幼児期には支援を必要としているが、不利な環境から危険にさらされている子どもは、支援を受ける可能性が最も低い。不利な条件にある家族は、しばしば制限に縛られ、効果的な幼児期に投資する資金がほとんどなく、その結果、多くの危険にさらされている子どもたちは、学校、キャリア、人生の成功の基礎である成長のチャンスを逃している。

137. 人生の最高の出発と幼児期の暴力の撤廃を確保する際の強力な政治的リーダーシップの重要性は、いくら強調しても強調しすぎることはない。ノーベル経済学受賞者であるジェイムズ・ヘックマンは、「幼児教育への投資は、予算危機中でさえ対費用効果の高い戦略であり」、所得を増やし、コストの高い社会支出を減らすより良い教育、保健、社会・経済成果につながることを指摘してきた。「幼児期の発達における最も高い割合の見返りは、できるだけ早く、出生から5歳になるまでの不利な条件にある[子どもとその]家族への投資から出てくる。³²」

V. 先を見越す

138. 暴力からの自由と尊厳のある幸せな生活を送る権利は、国際社会がすべての子どものための保護を誓った約束である。暴力から子どもたちを解き放つ人権義務、何が効果的に関する最近集められた証拠、子どもの胸の躍るような参加・努力・強靭性、「2030 アジェンダ」が提供する野心的な夢と歴史的機会に導かれて、子どもに対す暴力防止と対応において、飛躍的進歩が可能である。私たちは共に子どもたちが夢見、望む世界、子どもたち一人ひとりが大事にされ、尊重され、保護される非暴力の平和な世界を築くことができる。どの子も取り残されない世界である。

139. しかし、数えきれない何百万人の子どもたちにとって、この夢は依然として遠い幻のままである。日常生活は、家庭で、学校で、近所で、そのケアと保護を目的とする施設で、サイバースペースで、驚くほどのネグレクト、虐待、搾取に取り囲まれて、恐怖と苦しみの中で耐え忍ばれている。子どもたちはあまりにも怖くて声を挙げられず、受けることのできる支援について不安で、その癒し、回復、再統合において助言や保護を求めるための情報を欠いている。

140. 暴力は広がっており、隠され、秘密にされているが、これは運命ではない。「2030 アジェンダ」の実施で、子どもの生活の中での暴力の危険を減らす手助けをし、子ども被害者に効果的対応を提供して、子どもの暴力からの自由をすべての国の政策アジェンダの中心に据えることができる。

141. 「2030 アジェンダ」の成功は、子ども、特に最も暴力の危険にさらされているはるか後に取り残された子どもの生活において取られた行動と遂げられた目に見える良好な変化によって測定されるであろう。

142. 特別代表は、暴力からの子どもの保護の強化にますます支援を動員し、「2030 アジェンダ」の実施における進歩を推進することに依然として深くコミットしている。この目的で、2018年に、特別代表は、以下に特別な注意を払うであろう:

³² James J. Heckman, *幼児期の発達への投資: 赤字を削減し、経済を強化する*、ヘックマン方程式、2012年を参照。

(a)暴力からの子どもの保護を国内政策アジェンダで主流化し、あらゆる形態の暴力を禁止する法律の制定と施行及びデータと調査のさらなる強化を推進し、根強い課題を克服し、暴力への子どもの暴露における進歩を評価するための良好な経験、学んだ教訓、コミットメントの持続可能な開発に関する任意の国内見直しと高官政治フォーラムへの包摂を推進することにより、暴力関連の「持続可能な開発目標」に到達する国内努力を支援すること。この点で、「強靱な社会と都市を築く」という2018年の高官政治フォーラムのテーマが、子どもの最高の利益に導かれ、子どもの見解と経験によって特徴づけられて、すべての子どものための安全な都会スペースを推進する戦略的機会となるであろう。

(b)子どもの生活において暴力防止を強化し、暴力のサイクルを断ち切るための幼児期発達イニシアティブを提唱すること。幼児期の質の高いサービスは、最も脆弱な子どもたちの生活のチャンスを改善し、国の人的資源を強化する手助けとなる。この領域での進歩を支援するために、特別代表は、幼児期の発達と子どもに対する暴力の防止に関するテーマ別報告書を準備するであろう。

(c)移動者と難民のためのグローバル・コンパクトの中で、移動する子どもと難民の子ども権利を守り、恐怖と不安定が絶え間ない道連れであるその危険な旅全体を通してこれら子どもがさらされる危険を防止し、対応するための保護の連続を推進すること。特別代表は、これら子どもが遭遇する重大な形態の暴力を防止するための行動を文書化し、推進するためのテーマ別報告書を準備するであろう。

(d)総会決議71/176号で要請されているように、いじめからの子どもの保護に関する事務総長のフォローアップ報告書を支援することを含め、校内暴力、いじめ及びサイバーいじめからの子どもの保護をさらに強化すること。子どもの最高の優先的懸念であるいじめは、しばしば、校庭から近所への連続の一部であり、サイバースペースでますますみられる。しかし、事務総長がその報告書の中で収集し、推進する手助けをする好事例と経験に基づいて、政治的意思と着実な行動が、これを防止し、対処することができる。

143. 想像できる最悪の悪夢の深刻さから出てきたけれども、暴力の子ども被害者は、依然として強靱で、寛大で、有望である。地域全体にわたって、若い提唱者たちは、暴力の有害なインパクトについて意識を啓発し、虐待と搾取からの保護の第一線にあるよう子どもをエンパワーし、恐怖と暴力を受けずに子どもが成長でき、その希望と夢を実現できる世界を築くために他を鼓舞する際に、国内当局、市民社会及び多くのその他の同盟者と手を携えている。

144. 最も絶望的な状況にあっても、子どもたちは、より良い世界に対する希望を明らかにし、永続的変化を達成する決意を証明している。我々は彼らを失望させてはならない。我々は、子どもの発達を躓かせる暴力と剥奪のサイクルを共に打ち破り、ネグレクト、虐待、搾取を防止し、子ども被害者を支援し、その司法へのアクセスを確保し、子どもが是非とも必要としている癒し、回復、再統合サービスを提供できる。

145. ともに手を携えれば、私たちの力の総合はゼロ、つまり子どもに対する暴力ゼロとなるであろう。

採択決議

☆シリア・アラブ共和国の東部グータにおける悪化する人権状況(A/HHC/37/L.1)

人権理事会は、

現在シリア政府に包囲されているシリア・アラブ共和国の東部グータにおける悪化する人権状況を討議する緊急討論会を開催し、

最も新しいものは、2017年9月29日の人権理事会決議36/20号、2017年12月19日の総会決議72/191号及び2017年12月19日の安全保障理事会決議2393号(2017年)と2018年2月24日の2401号(2018年)である、総会、安全保障理事会及び人権理事会のすべての関連決議を想起し、

特に即座の安全で、妨げられない、維持される人道援助の提供、重傷者や負傷者の立ち退き、シリア人の苦しみの緩和を保障するために、安全保障理事会決議1401号(2018年)が即座に実施され、維持されなければならないという事務総長の明確な立場、並びにすべての当事者に文民と文民のインフラを保護する国際人道法の責務があるとの事務総長の繰り返しを含め、2018年2月26日の人権理事会への事務総長のステートメントも想起し、

2018年2月21日の国連人権高等弁務官のプレス・リリースと東部グータにおける継続する敵対行動のエスカレーションに警告を発し、敵対行為の即時中止を要請し、即時の人道アクセスを認め、病人と負傷者並びに立ち退きを望んでいる文民の立ち退きの速やかな促進を保障する必要性を強調し、東部グータに関するいかなる政治的協定も国際人権法と国際人道法に沿うものでなければならず、文民の強制移動がそのような政治協定の結果起こってはならないことを付け加えている2月26日の人権理事会への人権高等弁務官のステートメントをさらに想起し、

シリア・アラブ共和国の武力紛争のすべての当事者による戦争犯罪と人道違反の犯罪に対する説明責任の必要性を強調し、この点で、シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会と2011年3月以来シリア・アラブ共和国で行われた国際法の下での最も重大な犯罪に対して責任を有する者の捜査と訴追を支援するための国際公平独立メカニズムの重要な役割を強調し、

シリア・アラブ共和国の主権、独立、統一及び領土の保全と「国連憲章」の原則への強いコミットメントを再確認し、

1. シリア・アラブ共和国におけるすべての国際法の違反と人権と基本的自由の広がった組織的で重大な違反と侵害を強く非難する。

2. 人道アクセスの維持される否定、医療施設及びその他の文民インフラに対す繰り返される攻撃、クスタ爆弾、焼夷弾、たる爆弾の無差別な使用、東グータに住んでいる人々を含め、シリア・アラブ共和国の文民に対するシリア政府による科学兵器の使用も強く非難する。

3. 適用できる国際法に従って、安全保障理事会が、敵対行為を止め、少なくとも30日以内に遅滞なく、安全で妨げられない維持される重病人と負傷者の人道支援の提供と医療的立ち退きを認めるよう紛争のすべての当事国に要請している安全保障理事会決議2401号(2018年)を歓迎し、すべての紛争当事国によるその完全で即座の実施を要請する。

4. シリア国民を保護し、東グータの文民に対するすべての攻撃を即座に止めるその責務を果たすようすべての当事国、特にシリア政府に要請する。

5. 東グータにおける国際人権法の違反と侵害及び国際人道法の違反に対して責任を有する者の説明責任を確保する必要性を強調し、シリア・アラブ共和国のすべての地域における国際人権法の重大な違反と侵害及び国際人道法の重大な違反に対して責任を有すものが説明責任を負わされなければならないことも強調する。

6. 東グータへの援助提供と東グータからの医療立ち退きのための即座のアクセス及び医療及びその他の人道職員、施設・輸送の保護を含め、困っている全ての人々への国連及び人道オペレーターによる自由で、妨げられない、維持されるアクセスをシリア政府が認めることを要求する。

7. 東グータにおける最近の出来事の包括的な独立調査を緊急に行い、状況に関する意見交換対話が続く最新情報を第38回人権理事会に提供するようシリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会に要請する。

8. この問題にかかわり続け、シリア・アラブ共和国の人権状況に関してさらなる行動をとることを決定する。

☆子どもの権利: 人道状況における子どもの権利の保護(A/HRC/37/L.33)

人権理事会は、

「子どもの権利に関する条約」が子どもの権利の推進と保護における基準でありことを強調し、「条約」の「選択議定書」の重要性を念頭に置いて、その普遍的批准と効果的实施を要請し、

最近のものは、2017年3月24日の人権理事会決議34/16号と2017年12月24日の総会決議72/245号である人権委員会、人権理事会及び総会の子どもの権利に関するすべての以前の決議を想起し、

1991年12月19日の総会決議46/182号とその付録に含まれている指導原則を再確認し、

人道援助の提供における人間性、中立性、公平性及び独立性の原則も再確認し、

子どもの最高の利益、非差別、参画、生存と発達を含め、「子どもの権利に関する条約」の一般原則は、子どもに関するすべての行動のための枠組を規定していることをさらに再確認し、

子どもの権利委員会とその他の条約機関の作業を歓迎し、特に委員会の一般コメントに留意し、

それぞれのマンデートの状況内で、子どもの権利に関する人権理事会の特別手続き、特に子ども買春、子どもポルノ及びその他の子どもの性的搾取資料を含めた子どもの売買と性的搾取に関する特別報告者及び人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者の作業並びに子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表と子どもと武力紛争のための事務総長特別代表の作業によって払われる注意も歓迎し、最近のその報告書³³に留意し、

³³ A/HRC/37/60、A/72/164、A/HRC/37/48及びA/HRC/37/47。

国際人道法と国際人権法は、補足的であり、相互に補強しあうものであることを認め、

生命、生存、発達、家族関係、子どもの最高の利益のために必要でない限りその意思に反して親から離別されないこと、到達できる最高の水準の健康、適切な水準の生活、教育、リクリエーションと遊び、あらゆる形態の暴力、虐待、ネグレクトまたは搾取から保護される権利を含め、子どもの権利の効果的享受を人道状況が損なうことを認め、

難民に関するグローバル・コンパクト及び安全で秩序ある正規の移動に関するグローバル・コンパクトに関して行われた作業も、2018年の採択のために検討されることを認め、子どもの最高の利益を優先的配慮として、すべての難民と移動する子どもの人権と基本的自由を保護することの重要性を想起し、

「難民と移動者のためのニューヨーク宣言」に従って、移動の地位を決定する目的での子どもの拘束をなくすことに向けて活動する各国のコミットメントを念頭に置き、

世界の多くの部分の子どもたちが、保健、食糧の安全保障、貧困を根絶し持続可能な開発を達成する努力をさらに脅かす気候変動、自然災害、旱魃・土地の劣化・海面上昇・沿岸の浸食・大洋の酸化を含めた極度の天候の現象のインパクトによって、依然として否定的影響を受けていることを深く懸念し、この点で、「国連気候変動枠組条約」の下で採択された「パリ協定」の実施を要請し、

難民、亡命者、国内避難民、無国籍者、移動者、特に付き添いがなく、離別している時に武力紛争地域に残っている子どものようなその脆弱性を高める複雑な人道緊急事態で、子どもたちが不相応に悪影響を受けていることを認め、

世界中で1,000万人以上の子ども難民、100万人のこども亡命者、国際的な国境を越えてくるさらに2,000万人の子ども移動者を含め、約5,000万人のこどもたちが国境を越えて移動または強制移動させられており、推定1,700万人の子どもたちが紛争と暴力のために国内的に避難しており、30万人以上が付き添いがなく、離別した子どもたちであり、子どもは今では難民の半数を占めていることを想起し、

人道状況での、人身売買、売買、性暴力、その他の形態の搾取を含め、暴力に対する女兒と男児の特別な脆弱性を認め、

人道状況が、生涯を通して続くこともある発達と健康成果が損なわれる高い危険に子どもたちをさらして、子どもとその家族に引き起こす心理的苦痛も認め、

1. 「人道状況で子どもの権利を保護する」と題する国連人権高等弁務官の報告書に感謝と共に留意する。
2. 人道状況を含め、いかなる種類の差別もなく、すべての人権の子どもによる享受を保障するために必要なすべての措置を取るよう各国に要請する。
3. 国際人権法と、適宜、国際人道・難民法の下での責務に沿って、人道状況にある子どもの権利に特に注意を払うようにも国々に要請する。
4. 子どもに関連する武力紛争下の適用できる国際人道法の規則を国家が尊重し、尊重を確保する「子どもの権利に関する条約」の下での責務と武力紛争下の文民を保護する国家の責務を想起し、武力紛争

の悪影響を受けている子どもの保護とケアを確保するあらゆる措置を取るよう国々に要請する。

5. 暴力を逃れざるを得なかった子どもたち、迫害を受けてきた子どもたち、家族の主たるケア提供者である子どもたち、障害を持つ子どもたちまたは付き添いのない、離別した子どもたちを含めた子どもの特別な脆弱性と特別な保護ニーズを考慮に入れた、難民と強制移動させられた子どもたちを含めた人道状況にある子どもたちに、年齢・障害・ジェンダーに配慮した人道援助を提供するよう各国に要請する。

6. 国際法の下での責務に従って、関連する場合には家族からの情報を受け、家族に情報を伝えるための国内局を設立し、行方不明とされている人々に関する情報を「国際赤十字委員会中央追跡機関」に提供し、家族の追跡と再統合業務にかかわっている人道機関の作業を奨励することを含め、武力紛争中に離別した家族の再統合を促進し、子どもの親または家族が見つけれない場合には、何らかの理由で家庭環境を永久にまたは一時的に奪われた他の子どもと同じ保護が子どもに与えられることを保障するすべての適切な手段を取るようにも国々に要請する。

7. 移動の地位にかかわらず、移動する子どもに関するすべての行動または決定において子どもの最高の利益が第一に考慮されることを保障し、子ども及び当てはまる場合にはその家族とかかわっている権限のある子ども保護行為者によって実施される非拘束の解決策の利用を推進することを含め、移動する子どもの拘束の代替手段を利用する適切な政策、制度または手続きを設置するよう、まだこれを行っていない国々に要請する。

8. 国際法の下でのその責務に従って、まだ18歳に達していない子どもたちが敵対行動に直接参加しないことを保障し、15歳未満の子どもを軍に徴兵することを控え、まだ18歳に達していない者が軍に強制的に徴兵されないことを保障するできる限りの措置を取るよう各国に要請する。

9. 適用できる国際法に違反する子どもの徴兵と使用を強く非難し、女兒の権利と特別なニーズを考慮に入れて、そのように徴兵され使用された者のリハビリテーションと身体的・心理的回復と特に教育措置を通じた社会への彼らの再統合のための効果的措置を実施するためのあらゆる可能な措置を取るよう国々に要請する。

10. 国内の武装解除、動員解除及び再統合プログラム、並びに拘束されている子どもを含め、軍や武力集団に関係している子どものための定住、リハビリテーション、再統合努力の状況で、時宜を得た適切な資金提供と注意が子どもに対して払われることを保障し、そのような努力の長期的持続可能性を確保するよう各国に要請する。

11. 人身取引の子ども被害者となる可能性のある者及び人身取引される危険に瀕している子どもたちを明らかにするために、すべてのステイクホルダーを訓練することにより、あらゆる形態の子どもの売買から人道状況にある子どもを保護するよう国々に要請する。

12. 性的搾取と虐待の国連のゼロトレランス政策を完全に実施するという事務総長の決意を歓迎する。

13. 「機関間常設委員会人道行動へのジェンダーに基づく暴力介入の統合ガイドライン」、「人道行動における子ども保護最低基準」及び「付き添いのない離別した子どもに関する機関間指導原則」の利用

を推進するようすべてのステイクホルダーに勧める。

14. 保健ケアと教育サービス、物資と施設が利用でき、アクセスでき、質が高いものであり、安全なカウンセリング、通報、苦情処理メカニズムが、性暴力を含めた暴力のすべての子ども被害者が利用でき、アクセスできるものであることを保障することにより、子ども結婚、早期・強制結婚に対する女兒の高い脆弱性に対処し、人道緊急事態と強制移動・武力紛争・自然災害中の性暴力とジェンダーに基づく暴力、搾取及び虐待から子ども、特に女兒を保護する措置を、人道緊急事態の早い段階から子どもと相談して開発し、人道対応に統合するよう各国に要請する。

15. いかなる差別もなくすべての出生を登録する責務を国家に思い起こさせ、国内法と関連国際条約の下でのその責務に従って、移動者・国民ではない者・亡命者・難民・強制移動させられた無国籍者である子どもを含め、子どもが生まれた国で出生登録が即座に行われるべきこと、出生登録の遅れは、そうでなければ登録の欠如という結果となる場合に限られるべきであり、子どもには、出生時から姓名への権利、国籍を得る権利、できる限りその親を知り、ケアされる権利があることも国家に思い出させる。

16. 住民登録記録を永久に保存し保護し、出生登録を含め、住民登録記録へのアクセスを促進し、普遍化する手段としてのデジタルとニュー・テクノロジーを通して、特に自然災害、緊急事態または武力紛争状況による記録の紛失または破壊を防ぐすべての適切な措置を取るよう各国に要請する。

17. 関連ステイクホルダーとの協働で、子どもの生存と発達をできる限り最大限にすることを保障するその責務を考慮して、どの子どもも人道援助へのアクセスが否定されないことを保障し、性暴力とジェンダーに基づく暴力を含めたあらゆる形態の暴力、搾取、虐待からの保護、安全な飲用水と下水道、食糧、シェルター、予防接種、栄養、精神的・心理的支援、性と生殖に関する健康ケア・サービス、リハビリテーション及び教育を含む保健ケア・サービスを含めた人道状況での子どものニーズに応えるために必要なすべての措置を取るよう各国に要請する。

18. 人道状況での子どもに関するすべての意思決定と評価は、年齢・ジェンダー・障害に配慮したものであり、住民登録と重要な統計が人道評価の不可欠の部分であることを保障するよう各国に要請する。

19. 負傷者と病人、医療職務にもっぱらかかわっている医療職員と人道職員、その輸送手段と設備、並びに病院及びその他の施設に対する暴力・攻撃・脅しの行為及び文民、特に子どもと当該国の保健ケア制度にとってのそのような攻撃の長期的結果を強く非難する。

20. 最高の水準の身体的精神的健康の享受への子どもの権利を含め、国際人権法の関連規定に従って、保健ケア・サービスの利用可能性、質、アクセス可能性を推進するよう各国に要請する。

21. 包摂的で質の高い教育に強い重点を置くことを通して、教育へのすべての子どもの権利を尊重し、保護し、成就し、中等学校教育を含め、女兒と障害を持つ子どものような脆弱な状況にある子どもとの間の就学率と引き留め率を推進するよう各国に要請する。

22. 主たる目的が文民の間に恐怖を広げることである攻撃を含め、教育目的のための文民の目標物及びその学生と職員に対するすべての攻撃を強く非難し、適用できる国際法に違反して、学校の軍事的利

用を思いとどまらせる措置を取ることにより、攻撃に対して保育学校、学校、大学の保護を継続して強化するよう各国に要請し、そのような攻撃が教育への権利の漸進的実現に与える否定的インパクトを認め、学校の安全を確保する包摂的で、機能的で、安全な環境を提供する努力を奨励する。

23. 教育が継続して提供されることを保障するために、正規教育が可能でない時に、緊急対応計画の状況で、非正規の学習を考慮するよう各国を奨励する。

24. 緊急事態中と災害後の環境で性暴力とジェンダーに基づく暴力、様々な形態の搾取とネグレクト、子ども結婚、早期・強制結婚のような有害な慣行を防止し、対応するための性と生殖に関する健康と手段に関するものを含め、ジェンダーに配慮したプログラム形成を通し、災害危険削減、対応、回復努力における資金の配分を通して、悪影響を受けた国の政府と協力して、子ども、特に女兒の脆弱性と能力に対処するよう、各国、地方自治体、国連システム、地域団体及び市民社会を奨励し、ドナー国及びその他の支援国に勧める。

25. 子どもと思春期の若者に影響を与えずすべての問題に関して、人道状況によって悪影響を受けた彼らの意味ある参画と積極的な相談を推進し、緊急事態中及びその後で、その発達する能力に従って、子どもがエンパワーされ、自分の意見を表明し、意味ある参画をするための情報、生活技術、リーダーシップ技術訓練、機会を子どもに提供する安全なスペース、フォーラム及び支援ネットワークを通して自分の権利についての意識を啓発するよう各国に要請する。

26. 子どもの最高の利益が子どもに関するあらゆる行動の主たる配慮の問題であることを保障するようにも各国に要請し、各国が、国際団体と市民社会並びに適宜民間セクターと協力して、以下を行うよう勧告する:

(a)年齢・障害・ジェンダーに配慮した緊急事態準備・人道対応・援助のための提供を行う際に、子どもを含めた企画を行い、子どもの保護ニーズと脆弱性を評価すること。

(b)良好な変革の担い手となるよう子どもをエンパワーし、革新的な子どもを中心とした参加型取組の開発を通してその強靭性を築き、子どもを中心とした革新を推進し、子どもたちを自分たちの保護にかかわるよう奨励し、自己防衛技術を開発する際に、子どもを支援すること。

(c)リハビリテーションと再統合に関するものを含め、武力紛争の悪影響を受けた子どものニーズを完全に考慮すること。

(d)性的搾取と虐待、子ども結婚、早期・強制結婚、女性性器切除及び性暴力とジェンダーに基づく暴力を含めた子どもに対する暴力の防止と保護を緊急事態・人道対応に主流化し、子ども、特に女兒をこれら慣行に対して特に脆弱にしている底辺にある要因に対処すること。

(e)人道状況での家族の離別を防止するために活動し、起こる場合には遅滞なく家族の追跡と再統合を保障し、合理的な時間枠内に評価を行う事業能力を確保し、このプロセスの全体的長さを短縮するための家族の再統合プロセスに十分な資金を配分し、「子どもの代替ケアのためのガイドライン」を考慮に入れて、親のケアを奪われた子どもたち、またはそうなる危険にさらされている子どもたちに代替のケアを提供すること。

(f)困惑、恐怖、トラウマを防止し、対処し、その強靭性を築く手助けをするために、人権と子どもの

尊厳、完結性、自立の尊重に基づいて、人道状況にある子どもに向けた年齢にふさわしい、ジェンダーに配慮した精神衛生と心理的支援を提供し、特に子どもが暴力または搾取の被害者であり、傷害や障害を負っている場合には、子どもが保健ケア、職業訓練、生活技術教育を含めた長期的なケアと保護にアクセスできことを保障する長続きする解決策を採用すること。

(g)子どもの教育への権利が人道対応の重要な一部として認められるように、緊急事態における教育のための資金調達を増やし、改善すること。

(h) 適宜、他のサービスへのリファール・メカニズムとして役立つ子どもに優しいスペースを伴って、正常感、連続感を回復する手助けをするために、子供が遊び、リクリエーション、レジャー及び学習活動にアクセスできる育む環境を提供する質の高い、意味のある、子どもに優しい、ジェンダーに配慮したスペースを生み出すこと。

(i)どの子どもも人道援助へのアクセスを否定されず、すべての子どもが登録され、身分証明されることを保障することに向けて活動すること。

(j)人道職員の安心と安全、及び人道援助が障害なく、人道原則に従って提供されることを保障すること。

フォローアップ

27. そのマンデートを実施しつつ、子どもの権利の視点を統合し続け、その報告書に子どもの権利に関する情報、質的分析、勧告を含めるよう、特別手続き及びその他の理事会の人権メカニズムを奨励する。

28. その作業、特にその最終見解、一般コメント及び勧告に、子どもの権利を統合し続けるようすべての人権条約機関に勧める。

29. 国連子ども基金、その他の関連国連機関、子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表、子どもと武力紛争のための事務総長特別代表、関連特別手続きマンデート保持者、地域団体と人権機関及び市民社会と相談して、特にフォーラムでの進歩の年次テーマ別見直しの子どもの権利の視点から包括的インプットを提供し、業績と課題に重点を置き、子どもの権利に関する以前の人権理事会決議に含まれている勧告の実施を考慮に入れることにより、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のフォローアップに関する高官政治フォーラムの作業に貢献するよう国連人権高等弁務官に要請する。

30. 作業計画とその 2008 年 3 月 28 日の決議 7/29 号と 2012 年 3 月 23 日の決議 19/37 に従って、子どもの権利の問題の検討を継続し、「包摂的教育を通じた子どもの人権の享受のために障害児をエンパワーする」というテーマに関する次回年次丸一日の会議に重点を置くことを決定し、国家、国連子ども基金、その他の関連国連機関、子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表、子どもと武力紛争のための事務総長特別代表、関連特別手続きマンデート保持者、地域団体と人権機関、国内人権機関と子ども自身を含めた市民社会を含めたすべての関連ステイクホルダーと密接に協力してこのテーマに関する報告書を準備し、子どもの権利に関する年次討論の日のために情報を提供す目的で、それを第 47 回人権理事会に提出するよう国連人権高等弁務官に要請する。

以上